

## 令和4年第3回砂川市議会定例会

令和4年9月13日（火曜日）第2号

### ○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算

- 日程第 2 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算

- 日程第 2 一般質問

辻 勲 君  
小 黒 弘 君  
武 田 真 君  
沢 田 広 志 君

### ○出席議員（11名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		

### ○欠席議員（1名）

議 員 北 谷 文 夫 君

### ○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会教育長	高橋	豊
砂川市監査委員	栗井	久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太	英樹
砂川市農業委員会会長	関尾	一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅	克己
病院事業管理者	平林	高之
総務部長兼会計管理兼者	井上	守
総務部審議監	安原	雄二
市民部長	河原	希之
保健福祉部長	安田	貢
経済部長	中村	一久
経済部審議監	東	正人
建設部長	近藤	恭史
病院事務局長	朝日	紀博
病院事務局次長	山田	基
病院事務局審議監	渋谷	和彦
総務課長	板垣	喬博
政策調整課長	玉川	晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田	和興
指導参事	小林	晃彦
教育委員会技監	徳永	敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形	譲
--------	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上	守
-------------	----	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村	一久
-----------	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国	修一
事務局次長	川端	幸人
事務局主幹	斉藤	亜希子
事務局係長	野荒	邦広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 水島美喜子君 休会中の本会議を再開します。  
本日の会議を開きます。  
本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。
- 議会事務局長 為国修一君 本日の会議に欠席の届出のありました議員は、北谷文夫議員であります。
- 議長 水島美喜子君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算  
議案第2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算

- 議長 水島美喜子君 日程第1、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算の3件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

- 予算審査特別委員長 沢田広志君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月12日に委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第1号から第3号までの一般会計、特別会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号から第3号を一括採決いたします。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。それでは、私は1点について一般質問をさせていただきます。

公営住宅における冬の除雪対策について。これから冬が訪れるに当たり、公営住宅では雪庇や屋根からの落雪により、ベランダの柵が壊れる被害が予想されます。こういった被害は、毎年少なからず起きています。私は、3月に東町団地の1階に住む住民の方から、落雪によりベランダ柵が壊れたことによる相談を受けました。このことについては、既に建築住宅課住宅係で対応していただいております、私が相談を受けるときにも一緒に相談を受けてもらいました。ベランダの柵は修理するということですが、それだけで済む問題ではありませんでした。落雪に加えて降ってくる雪が積もるためベランダより高くなり、柵が壊れやすくなるのです。それに、この住民の方は棟の端に住んでいるため、除雪時に交差点の角に押ししてきた雪が積み上がり、雪の山になるのです。柵のことだけでなく、ストーブの排気口を雪で塞いでしまうこともあったそうです。実は、この柵の修理を住宅係の職員と話しているときには、屋根に大きな雪の塊が今にも落ちそうになっていました。いつ落ちるか分からなく、二次災害になりかねない危険な状態ということで、話が終わったら上の階に行き、雪の塊を落としました。その塊を落としたところ、柵が壊れてしまいました。ベランダ下の雪が柵よりも下になるよう除雪されていれば、壊れなかったのです。これらのことから、今後の対策として住宅係の対策を聞いたところ、既に宮川中央団地において試験的にベランダにコンパネを冬になったら設置しており、これが意外とよいということなので、東町団地にも設置しようかと考えているとのことですが、しかし、この東町団地の住民の方は、冬にコンパネを設置して、春雪が解けてから外すのは大変であるし、コンパネが窓を塞ぎ、日当たりがよくないとも言っておりました。昨年の冬は、例年より雪の多い年でもありました。それから、1階は高齢者の方が多く住んでいます。住み替えをするにしても、そんな簡単なことではないということもあります。住民の方が安心して住めるようにしてあげなくてはならないと思います。

以上のことから、宮川中央団地のベランダのコンパネ設置の現状と、冬になってベランダの前の雪が積もり高くなったところには、小さな除雪車を入れて排雪をすることができないのか。また、冬に向けての東町団地における対策について検討されているのか伺いま

す。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、私から公営住宅における冬の除雪対策についてご答弁申し上げます。

冬期間における本市の公営住宅におきましては、特に片流れ屋根となっている中高層の団地において、各住戸の屋根の経年変化状況や近年大雪が集中的に発生するシーズンがあるなど、気象状況の変動にも影響し、雪庇の落下や大量の落雪により1階住戸のベランダ柵や窓ガラスの破損が発生しやすくなってきております。自然現象に起因するベランダ柵や窓ガラスの破損につきましては、市で修繕を実施しておりますが、これらの発生を防ぐため、昨年度より試験的に1階のベランダ柵や窓の部分にコンパネを加工して設置し、雪害対策を講じたところであります。

ご質問のありました宮川中央団地のベランダのコンパネ設置の現状についてであります。令和3年度に宮川中央団地の一部、3棟22戸の1階にコンパネを加工したフェンスを入居者の意向を確認し、採光にも配慮して設置したところであります。設置した住戸においては、破損が発生せず、入居者への聞き取りにおいても室内も意外と暗くなく、雪で窓ガラスが割れる心配もなく安心して暮らせたこと、おおむね好評をいただいたところであります。

次に、東町団地ベランダ前の除雪についてであります。各団地のベランダ前の除雪につきましては、物置等の構造物や入居者のための畑もあり、重機による作業が困難な場所であることから排雪作業は実施しておりませんが、特に堆積が多く、雪山になった箇所につきましては職員等により手作業で削るなどの作業を実施しており、引き続き堆積状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、冬に向けての東町団地における対策についてであります。雪害対策が必要となる宮川中央団地、東町団地、北光団地の1階に今後順次フェンスの設置を進めていく予定であり、東町団地につきましては本年度全ての1階住戸、4棟30戸に設置する予定としております。設置につきましては、10月下旬から11月中旬をめどに予定しており、入居者の皆様のご理解とご協力をお願いしながら進めてまいりたいと考えております。当団地につきましては、砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既に4階、5階を入居募集停止しており、最上階の階につきましては屋根の堆積状況の点検及び雪庇の発生に対する早期対応を一層重点的に実施し、冬期間における入居者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今1回目の答弁がありました。

宮川中央団地のベランダのコンパネ設置状況についてですが、今答弁もありましたよう

に、その中で採光にも配慮して設置したということでもありますけれども、相談のありました東町住民の方は宮川中央団地の方にも聞いたところ、窓が塞がれて暗いと言っておりましたとのことですし、私も宮川中央団地の状況を全部見て回りました。夏である現在でも設置したままのところは何件かありましたけれども、結構高さも高いですし、窓が塞がれている状況にあると見えて、ここは入居者の方がいないのではないかなと思ったぐらいでした。この点について、フェンスの設置より、日光が入りづらくなる、暗くなるという声も聞いているのですけれども、この点についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいまベランダの柵にフェンスを設置することによりまして、日光が入りづらくなり、部屋が暗くなるのではないかというご質問でございましたが、ベランダの柵にコンパネによるフェンスを設置することで、室内に入り込む日光の遮りについては一定程度発生するものと考えられるところでございますが、フェンスの設置に当たりましては、屋根からの落雪によるベランダの柵や窓ガラスの破損を防ぎ、またご質問にありましたようにストーブ排気口を確保する効果もあります。このように入居者の安全を確保することを第一に考えた対策でございまして、ある程度の影響につきましては入居者の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、フェンスを設置するに当たりましては、日当たりを確保するためにフェンスの強度を損なわない程度に隙間を開けるほか、降雪シーズン終了後にはできる限り早い時期に取り外しを行ってまいりたいと考えているところでございまして、入居者の皆様には事前にこれらの対策についてお知らせをさせていただきまして、ご理解とご協力をお願いしながら行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今答弁いただきまして、分かりました。

板と板の間に隙間を開けるということで、私が見た部分では隙間を開けているという部分がなかったものですから、今そういう状況であるということで、今対応策もお話をいただきましたので、分かりました。

1階以外でも、2階以上の階でもベランダの柵が壊れたというケースがあると聞いているのですけれども、そのような状況があるのか。また、その対応についてお伺いします。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ベランダ柵の破損につきまして、1階以外の部分でもそのような壊れたケースがあるのかということですが、先シーズン、令和3年度のシーズンにおきまして、軒先の雪庇が大きくなり過ぎて、内側に巻き込む形となり、最上階の3階のベランダ柵にくっついてしまい、落雪時に柵が破損したというケースが宮川中央団地で1件発生したケースがございます。このようなケースにつきましては、過去の状況を見る限り、ごくまれなケースでございまして、軒先の雪庇をできるだけ早い段階で落とすこ

とにより回避できるものと考えているところであります。

今後につきましては、屋根雪の堆積状況について随時点検を行いながら、このようなことがないように対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ただいまの答弁で、設置に関する内容についてありましたので、分かりましたけれども、先ほど言ったようにコンパネの間も開けるということでした。1回目の答弁でもありましたけれども、意外と室内も明るく、雪で覆われる心配もないという宮川中央団地の方の状況もありましたので、安心したかなとも思っています。

それで、コンパネのことについてなのですけれども、夏保管することについてとか、雨、風に当たることもあると思うのですけれども、また物置に入れるのは住民の方の入れるものがあるので、大変ではないかと考えたりもするのですが、また風にさらされると傷みも早いのではないかとということもあるのですが、この冬に設置、また春に外すという作業は、住民の方がするのか、市でやっていただけるものなのかを含めて答弁をお願いします。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいまフェンスの設置に関わる取り外しの作業は、市でやっていただけるのかということのご質問でございました。

本年度フェンス設置予定をしておりますのは、昨年実施しました宮川中央団地の一部と東町団地の1階部全戸を予定しているところでございまして、これらにつきましては担当職員と営繕業務を担当しております直営の大工によりまして設置を行うこととしております。また、シーズン終了後の取り外し作業につきましても市で行いますので、入居者の方のお手を煩わすことはございません。また、そのフェンスの材料等の保管、確保につきましても、市で責任を持って対処してまいりたいと考えているところでございます。

なお、今回市で職員等がそういう取り外し作業を行います。今後につきましてはこのような設置箇所を増やしていく予定としておりますので、その際は業者への委託など、他の方法を検討する必要も出てくるものと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今回の件についても理解いたしました。

今後順次フェンスの設置を進めていく予定ということで、東町が本年度の設置ということですが、次年度というか、今後のことについて、北光団地のことも今答弁いただきましたので、そのことについてもお伺いしたいと思います。東町団地、宮川中央団地、北光団地、それぞれ状況が違うと思うのです。その設置、そういう違う状況もあると思うので、同じ砂川市内ですけれども、雪の降り方も積もり方も若干違うのではないかと考えるのですけれども、このことを含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 今後の雪害対策として、このような団地の1階部分にベランダ

の柵や窓ガラスが破損しないようにコンパネを加工したフェンスを設置していく計画でございますが、最初の答弁でも申しましたように、昨年実施しました宮川中央団地、またそれに加えまして、今年東町団地を実施する予定としております。そのほかにも北光団地の対策も考えているところでございますが、今後増やしていくに当たりましては、団地によりまして、その団地の建物の形状によって屋根のひさしの長さが長かったり、また1階部のベランダから下の地面までの高さの距離が違うところもございますので、そのような中でベランダ柵の破損がしやすいのかどうかという現状も確認しながら、今後計画的にそのような対策を取ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、除雪について、重機が入るのはそれぞれの畑もあるし、物置もあるということで困難ということなのですけれども、職員等で手作業実施していると先ほど言っていました、職員も忙しい中だと思えますけれども、この体制についていまだ一度お聞きしたいと思えます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 各団地のベランダ前に堆積した雪の処理の関係でございます。今状況を見ながら、職員が手作業で雪を取り除いたりという作業を行っているところでございますが、団地によっては、議員おっしゃるように小さな除雪車が入り込めるようなところもあると思えますので、雪の堆積状況を見ながら、その辺は臨機応変に対応していきたいと思っております。全てが手作業で、そのような作業をやるとなると、なかなか労力も要りますので、なるべくやりやすい方法を検討しながら今後は対応してまいりたいと思えます。

ただ、団地によりましては、それぞれ構造物、物置や灯油タンクの構造物があって入り込みづらくなったり、団地の入居者のための畑もございます。いろいろ耕作しているものもあり、それらを壊すわけにはいきませんので、入居者の方のご理解も得ながら、その辺はうまく対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、私は大きく2点について一般質問を行います。

まず、第1点は北海道電力砂川火力発電所の廃止について伺います。北海道電力砂川火力発電所につきましては、去る6月24日に2027年3月末をもって廃止されることが決定しています。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、砂川火力発電所の廃止に伴う影響については、これまで固定資産税及び都市計画税額の総額の1割近くの影響、砂川火力発電所には7月1日現在で71名の社員がおられ、そのうち52名の方が市内在住と答弁されていますが、それ以外には今もって報告されていません。報告はいつになるのか、どのような内容になるのかを伺います。

2点目は、砂川火力発電所が廃止された後、その跡地の検討について具体的なスケジュ

ールとどのような組織になるのかを伺います。

大きな2点目としては、駅前地区整備事業についてであります。まちなかの魅力を高め、にぎわいの拠点をつくり出す事業ですが、現在実施設計が策定されています。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、実施設計について、概要版が来年1月までに示されるとのことですが、どのような形で示されるのかを伺います。

2点目は、商工会議所、観光協会が入る予定ですが、両団体が多目的室を使用する回数は年間どのぐらいになるのかを伺います。

3点目、カフェスペースは施設の魅力を高め、にぎわいを創出するために設置されるようですが、具体的な内容について伺います。

4点目は、広場についてです。まず、1点目、冬期間の活用方法についてを伺います。

2点目は、植栽などは考えているのかを伺います。

3点目、国道から目立つような大きな看板は設置されるのかを伺います。

5点目は、駐車場についてお伺いします。近隣商店や事業所等への賃貸を考えているとのことですが、本当に実施されるのか伺います。

最後に6点目、文化系の施設としてイベント、グループサークル、各種団体が使用する施設として、ゆう、公民館、ふれあいセンターがありますが、重複しない具体的な使われ方を示してほしいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな1、北海道電力砂川火力発電所の廃止についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）砂川火力発電所の廃止に伴う影響に係る報告についてご答弁申し上げます。令和9年3月末をもって砂川火力発電所が廃止されることに伴う市内経済等への影響につきましては、本年6月24日に北海道電力から廃止の考え方が公表された際に、砂川火力発電所に勤務する職員数等について確認をいたしました。その後本市調査の参考とするため、日本製紙釧路工場の紙パルプ事業撤退の際に釧路市等が実施した影響調査の情報を収集するとともに、7月には砂川火力発電所の施設等を見学させていただいたほか、北海道電力に依頼をしていた影響調査の回答を8月31日にいただいたところでございます。この回答の中で砂川火力発電所内で修繕工事を行うグループ企業及び取引企業10社のほか、自動車整備や物品購入などの取引企業8社に加え、2棟ある寮の運営を委託するグループ企業1社及び食材の調達先、職員が食事で利用する飲食店などについても情報を提供させていただいたところでございます。

今後現在の取引額を含めた取引の内容や砂川火力発電所廃止後における事業の見通しなどについて、北海道電力から提供いただいた情報などを基にグループ企業及び取引企業に

は直接聞き取りにより調査を行うとともに、この調査の対象とならないものの影響が大きいと思われる宿泊業や飲食業などを中心に市内事業者には商工会議所など関係機関とも連携し、グループ企業及び取引企業と同様の調査内容を郵送によるアンケート調査を行い、これらの結果につきましては10月末をめどに取りまとめ、常任委員会で報告する予定でございます。

続きまして、(2) 砂川火力発電所廃止後の跡地利用の検討に係るスケジュール及び組織についてご答弁申し上げます。跡地利用の検討につきましては、砂川火力発電所廃止の公表の後、北海道電力と意見交換や情報共有等を行っており、経済部及び総務部で対応することとしておりますが、流雪溝関連では建設部、脱炭素関連では市民部など、その他の部署も必要に応じ検討に加わることを北海道電力と確認をしており、具体的な跡地利用の検討につきましては7月の臨時会でご答弁したとおり、今後2から3年をめどに取りまとめられる予定となっているところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 (登壇) 私から大きな2、駅前地区整備事業についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 実施設計について、概要案が来年1月まで示されることですが、どのような形で示されるのかについてであります。実施設計につきましては、本年4月21日から令和5年3月15日を委託期間として業務を進めているところであり、現在は意匠、設備、構造などの詳細設計図の作成を行っております。今後は、令和5年1月には建物、広場の詳細な規模やレイアウトを示すイメージパースや配置図、平面図などの一般図をまとめた実施設計案の概要版を1月の社会経済委員会においてお示ししていきたいと考えており、3月には完成版を市ホームページにおいても公表をしていく予定としております。

次に、(2) 商工会議所、観光協会が多目的室を使用する回数は、年間でどのくらいになるのかについてであります。入居して管理運営を行う商工会議所、観光協会が多目的室を使用する年間回数につきましては、両団体とも会議などで使うということであり、商工会議所は年間約45回、観光協会は年間約15回と聞いております。

次に、(3) カフェスペースは施設の魅力を高め、にぎわいを創出するために設置されるが、具体的な内容についてであります。カフェにつきましては、市民ニーズが最も高かった機能となります。カフェの運営事業は、施設の共用開始前に公募する予定でありますので、具体的な内容は民間事業者の創意工夫によるものであり、市内事業者に運営していただきながらすながわスイーツや特産品なども含めて販売することで特色を生かして、市民をはじめ、域外の方にも支持されるカフェになるよう考えております。なお、営業時間については、施設の開館時間の範囲内で営業していただくことを基本として、カフェ事業者の意向も踏まえながら決定してまいります。

次に、(4) 広場について、①冬期間の利活用方法についてであります。冬期間の広場

の活用につきましては、定期的に除排雪を行いながら歩行者動線も一定程度確保した中でイルミネーションを配置するなど、まちのイメージ向上と歩行者への非日常体験を提供したいと考えておりますが、豪雪地帯でありますので、イベントなどの利用は雪遊びなど限定的なものになると考えております。

次に、②植栽などは考えているのかについてであります。広場につきましては、基本設計書にも記載してありますとおり、インターロッキング、またはアスファルト舗装を主として考えておりますが、まちなかにある居心地のいい空間をつくるため、緑も必要と考えておりますので、樹木などを植栽し、夜間はライトアップするなど、魅力のある広場、デザインとしていきたいと考えております。

次に、③国道からも目立つような大きな看板は設置されるのかについてであります。施設周辺の商店などは国道に面して建てられている中、駅前施設は奥に設置するとともに、前面に広場を大きくすることで国道通行者からはまちなかで開けたスペースが現れ、目を引く施設としているところではありますが、より施設の視認性を高めるために国道側に複数の看板や商業街路灯へのバナー設置など、また駐車場が国道側から施設の裏手になることから駐車場の誘導看板を設置する予定としております。設置場所やデザイン及び大きさなどの詳細については、エリア全体の雰囲気と景観を考慮しながら現在進めている実施設計の中で検討を進めているところであり、分かりやすい案内サインになるよう努めてまいります。

次に、(5) 駐車場については、近隣商店や事業所等への貸貸は実施されるのかについてであります。昨年度まで西1条駐車場につきましては、近隣商店や事業所などから駐車場を借りたい旨の要望があり、まちなかに訪れる市民の利便性の観点から従業員用及び来客者用に限って要望のあった、これまで延べ13事業者に対して貸付けを行っていたところであります。施設整備後の駐車場につきましては、イベントなどの利用も想定しておりますが、通常時はスペースに余裕があることから、駐車場でイベントの際は駐車ができないことを条件として、近隣商店等への来客者の利便性向上及び商店街の振興のため貸付けを行っていききたいと考えております。

次に、(6) 文化系の施設としてイベント、グループサークル、各種団体が使用する施設として、ゆう、公民館、ふれあいセンターがあるが、重複しない具体的な使われ方を示してほしいについてであります。地域交流センターや公民館、ふれあいセンターにつきましては、それぞれ文化、教育、保健福祉の目的を持った施設ではありますが、本施設は商店街の中に立地していることから、その利点を生かし、にぎわいを創出し、商店街の振興、活性化を目指す施設でありますので、商店のPRをすることで各店舗への誘導や商店の販路拡大などにつなげられる利用を行っていききたいと考えております。

現在商店会連合会や社交飲食協会、近隣の各個店の方々とお話をさせていただいており、具体的な利用についてはこれからも継続して協議していくこととしておりますが、話の中

ではこれまでビアガーデンや複数の個店が集まるイベント、個店単独での出店などのお話を伺っているところでありますので、今後それらを実現していくために継続的に連携していきたいと考えております。

なお、グループサークルや各種団体におきましては、それぞれ目的に沿って地域交流センターゆうや公民館、ふれあいセンターなどで活動されておりますが、本施設の立地は市民や車などから視認性に優れている特徴を持つことから、広場やフリースペースなどの人目につくオープンな場所でその活動のPRができる場所の一つとして利用していただければと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、北電の関係なのですけれども、何か北電と話をして、北電側からの影響というのは回答があったようなお話を今お伺いしたのですけれども、それで間違いないのかと、もう少し具体的な内容は分からないものなのではないでしょうか、お伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 北海道電力さんの砂川火力発電所を通して、北海道電力さんに対する調査をさせていただいた回答を8月末に頂戴しております。その中では、先ほどもお話をしたとおり、修繕工事など、もちろん実際の会社名も付記していただいております。あと、自動車整備、浄化槽の点検、物品購入ということで、直接取引のある企業さんのお名前を確認しておりますし、寮の運営、またそのほか、ここ数年の大型工事、保守点検の工事期間の情報も頂戴しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 となると、そちらはもう少し、今は言えないのか、言わないのかわかりませんが、具体的な数字等もう分かっているということなのだろうと思うのです。市が市内に向けての調査が今は遅れていると考えていいということですね。遅れていると私あえて言いましたけれども、本当に遅れていると思うのです。これまで市は、もっと早く北電の砂川火力発電所がなくなるということは分かっていたと思うのです。議会としても、6月6日時点ではもう既に北電の砂川火力発電所が廃止になるという情報は得ています。それ以降、議員としてもいろいろな場面で、とにかく早く影響を知りたいと、こう話をしてきましたけれども、今の状態ですと10月末まで延びてしまうようなお話でした。これは、いささか遅過ぎると私は思うのです。この辺、何でこんなに遅くなるのか、理由を教えてください。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 調査の手法としましては、北海道電力さんから情報提供をさせていただいた際に、直接取引のある企業には聞き取りによる調査を行うと。そのほか、影響があるだろうと思われる取引企業、市内の事業者には郵送によるアンケート調査で対応しようと考えておりました。8月末に北電さんから最終的な回答を頂戴しましたので、それ

以降進めているところでもございますし、今回の調査の大きな目的は、まず現状把握ということでございます。取引企業の従業員数であったり、また取引額やその内容についても調査しますが、そのほか自由記載を設けて、取引企業として跡地利用や発電所廃止後の事業の見通し、その対応についてもお聞きをする予定でございます。廃止は、4年半後ということで、今見通しの調査をしても、また跡地利用の方向性が見えるですとか、時期によって、また調査の手法は今と同様ではないかもしれませんが、その時点、その時点で市内の経済状況、取引企業さんの事業の見通し、また方向性については確認をしようと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 部長、手法がここは違うと思うのです。まず、今この第一段階、危機ですよ。今砂川火力発電所がなくなるということ、そのものですね。この前の臨時会では、市長は何とか2年ぐらいをめどに跡地の結論を出したいみたいな話までしているわけです。となったときに、もう最初に知ってから、議会が知ってからも、もう3か月ぐらいたってしまっているわけです。まずは、分かる限りでの影響を私たちに教えてほしい。その後、跡地の関係だとかと今部長おっしゃったけれども、それは順次やっていくのは分かります。当面、どのぐらいの影響があるのかということ早く知らないと、私たちの危機感というのがだんだん薄れてきますよね、市民の方々にとっても。ということは、跡地をどうするかという議論もどんどん遅れていくということなのです。そんなゆっくりしていて、この問題はいいとは私は思っていません。もう既にやられている奈井江町議会で同じこのことが議論されています。音声データを聞かせていただいて、そこで奈井江町内では約20事業所が今後大きな影響を受けるだろうと。従業員数は約200名だと。影響額は数十億円に及ぶのではないかという話がされているのです。こういう状態、何で今のこの段階で奈井江と砂川でこういう差がついてしまっていくのかということなのです。これは、初動調査が遅いからです。ぜひ早く、この影響がどのぐらいに及ぶのかを教えてくださいたいと思います。

これまでの私たちに向かっての情報は、先ほど言ったとおりに北電の社員の方が今現在71名で、そのうち52名の方が市内在住、これだけです。あとは、固定資産税の関係。だけれども、この市の関係にしても、個人における、もしこの52人の砂川に住まわれている方が、家族もいらっしゃるはずですから、52人だけでは済まないのです。もし家族が3人いるとすれば、その3倍になるわけです。個人住民税の話も出てこないし、それから法人市民税のことでも、かなり大きな額の影響が出てくるのだらうと思うのですけれども、今もってその一部すらも出てこないのです、今の段階で。行政としてあまりにも遅過ぎると思いますので、ぜひ急いでやっていただきたいと思います。

それで、2番目の今後の検討なのですが、部長の答弁が聞きづらかったというか、私が聞き逃しているかなのですけれども、今後は総務部が行っていくとお話になったか、

確認をさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 1回目のご答弁でお話をしたのは、経済部及び総務部で対応しております。ただ、流雪溝の関係もございますので、建設部や脱炭素の関連性が発生しましたら、市民部など、その他の部署も必要に応じて検討に加わるという考えでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長、北電の問題、そうたやすいことではないと思うので、私は全庁挙げて、いかに対応していくかということを考えていただきたいと思うのです。つまりプロジェクトチームでもつくって、早く検討会を構成して立ち上げてやっていかないと、どんどん遅くなると思います。

あわせて、来年の4月は私たち議員も市長も改選期になるので、ここを意識していただかないと、この中間の大事なところで空白が生まれるかもしれません。ですからこそ、早い段階で市長がリーダーシップを発揮していただいて、このまちづくり全体にも関わるといふ北海道電力砂川火力発電所の廃止、そしてその後どうするかという検討会は早くつくっていただきたい。その中で、しっかりとこの砂川という地区のまちづくりに影響が最小限でとどめられるような方向性をぜひ持っていただきたいと思っているのですけれども、市長のご答弁をお願いします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 小黒議員から今質問ございましたけれども、私は別に遅れているとは思っていないわけでもございまして、奈井江が早いというより、奈井江には納炭業者しかいないものですから、そこの金額というのは前に休止のときから話が出ていますから、数字はもうある程度出ていると。しかし、砂川の場合にはいろいろな業者が関わってきていると。その業者は、北電に問い合わせないと分からないところが結構あると。その調査に少しかかったけれども、それでも8月31日にはある程度回答をもらっています。ですから、時系列に行くのなら、遅いとかそういう状況では、小黒議員、ないということだけは理解してほしいと思います。砂川にはいろいろな業者が絡んでいると。我々では分かり得ないところもるし、それから職員のやつは、いわゆる給与等については税法上の問題もございましてけれども、概算である程度出すことは示せますけれども、その職員がどういう方たちがいるかというのもデータももらわないと我々は着手できないと。今その事務レベルでは、そこのデータももらうのに、調査するのに照会状を出して、やっと8月31日に回答が来ていると。ですから、北電が遅かったわけでもなく、きちんとその辺の作業は進んでいます。問題は、いわゆる跡地利用も含めて大きな部類については、まず前段の北電の意向、我々の思いも含めてある程度の形づくりをしないと、やみくもにやっても進まない。少数の中できっちり詰めていく必要があります。その前段の作業のところを、今報告するまでは行っていませんけれども、着実にやっております。ただ、報告で

きるのは、そう簡単に、例えば流雪溝も含めて簡単に出来るのかといったら、その全体の調査のところをしっかりとしないと、中途半端な情報を流して間違った解釈をされても困るというのがございますので、それは北電も我々もその辺の考えは一致しているので、どこまでが可能なのかということと、公表できないけれども、水面下の中でそのいろいろな調査を並行して今やっておりますので、もう少し報告にはお時間をいただきたいと思っておりますし、私が言ったとおり2年にはめどを立てないと、その後に工事とかいろいろな問題が出てくるので、2年以内には、最大限長くても2年、でも作業によってはもっと早く出てくるけれども、そのうち期間を今私がお示しすることは残念ながらできないと。北電もできないと。もう少し形が見えてこないというのがございます。その作業を今副市長以下でやっているということでご理解をいただきたいと思えます。

〔「検討会の話も聞いたんですけれども」との声あり〕

検討会に行く前に論点の整理が先に必要だと。どこが課題か、どこが難しいのかと。やみくもにやっても仕方がないので、それは副市長以下の総務部なり経済部を含めた中で関係部署が集まって、今前段の論点整理をやっているということでご理解いただきたいと。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○副議長 増山裕司君 議長を交代しました。休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、続きなのですけれども、市長、結果的に言うと、検討会のこと何分分からないで今終わってしまったという感じなのですけれども、私は早くやっぺいかなと駄目だと思うのです。普通こういう危機的なことが起こったときは、庁内でも早く検討会なりグループ何とかみたいなものを、プロジェクトみたいなものを早くしっかりとつくって対応していくべきだと私は思っているのですけれども、私たち改選期があって、市長は来期どうされるかというのはまだ分かりませんが、少なくとも我々の任期はまだ7か月あります。この7か月は大きいです、北電の問題に関しては。私は、ぜひ市長にリーダーシップを発揮してもらって、とにかくこの検討会、民間の市内の事業者の代表の方でもいいですし、それから市内でも有能な職員も、それは市役所でもしっかりと配置して、しっかりとした検討する体制を早くつくってほしいと私は思っているのですけれども、改めてこの話、市長、どう考えているのかお伺いします。

○副議長 増山裕司君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 検討の組織ということでお話がございました。

今先ほど経済部長からお話をさせていただいたとおり、経済部と総務部と、その状況に

応じては建設部あるいは市民部も入るということでお話をさせていただきましたけれども、各部長に対しましては、部長の集まる会議の中で既に状況は報告させていただいているところでございます。

今入り口といたしましては、そういう形の中で北海道電力さんと情報共有しながら、いろいろ今後の方向性について検討しているところでございますので、それぞれのタイミングの中で全庁的な組織等も含めながら、そちらとしても検討していかなければならないと思いますので、まずは今の段階としてどのようなものが考えられるのかというところの調査等も行っているところでございますので、それらを含めながら検討していった中で、必要に応じて全庁的な組織による検討も進めていきたいと考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長、これは政策的なことなのだから、何で市長と指名しているのに副市長が出てくるわけ。市長のやる気なのです、やっぱり。

もう一つは、部長の方々、来年3月いっぱいかなりの数の方辞めるのです。こういう時期を私は全部考えているつもりなのです。ですから、市長のリーダーシップの下でいち早くプロジェクトチームなり、名称は何でもいいのです。まず立ち上げて、砂川がしっかりこの北電の関係については取り組んでいくのだという姿勢を早く示すべきだと思っています。

これ以上言っても市長は出てこないでしょうから、次に行きます。市長、残念ですよ、本当に。

駅前地区の整備の関係なのですけれども、これも実は実施設計の納期が3月15日なのです。3月15日というのは、3月議会をやっている最中かという時期なのです。何でこうするのかと思うのですけれども、先ほども言ったとおりで、3月議会が終わったらずぐ、僕らは選挙が始まるのです。こういう時期に大事な駅前の商店街をいかに活性化させるかという実施設計をどうしてそこに納期をつくっていったのかということです。役所が私たちに議論をさせない上手なやり方かもしれないと思うぐらいにタイミングがよくないです。

ここで伺いするのが、今ロシアが戦争を起こして、急激な円安によって物価高騰があって、いろいろところで資材も高騰して、おまけに人不足が深刻だと言われているのですけれども、この実施設計では今までの基本設計等で言われてきた事業費や、あるいは建設の関係、そのままスムーズにいくのかどうか、まず伺います。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、実施設計の話でございます。

この実施設計につきましては、納期が3月15日ということでありまして、先ほど1回目でご答弁申しましたとおり、今実施設計をつくっております、時間がかかって、早くとも大体年明けぐらいにはなると考えております。ただ、議会には納期の3月15日

ということではなく、1月の社会経済委員会に報告をさせていただいて、そこでご意見を伺おうとは思っております。

また、今の世界情勢の中で資材が高騰しているのではないかと、概算の事業費はどのくらいということになると思いますけれども、これにつきましても今実施設計をして、その設計が出来上がって初めて概算の費用、その設計をもって費用が出てくるものであります。確かに今本施設は木造であります。今この資材である木造というのも高騰はしておりますけれども、北海道の地域材を使おうと思っております。この北海道の地域材につきましても高騰はしておりますけれども、海外の輸入材に比べて比較的安定しているということでございます。また、業者との打合せの中でも今のところはその地域材については調達できるということもなっておりますので、金額につきましては詳細な設計を固めて実施設計の案で概算事業費を1月の社会経済委員会で議会にお示しをしたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議監、ちょっと待ってよ。実施設計が出来上がらないと、概算事業費が出ないって。そんな無責任な話ないでしょう。建設の予算はいつ出すのか。そこを聞きたいのですけれども、市長、来年建物を建てる予算出すはずなのです、予定でいくと。市長は、3月議会にこれを出すつもりなのか。ただ、今の話だったら実施設計終わらないと概算予算も出ないと言っているから、どうなるのかと実は思っているのですけれども、でもスケジュールでいくと来年度は建設の予定ですよ。ということは、予算が出るはずですよ。市長は、3月議会に建設予算を出されようとするのかどうか。それか、改選後の5月の政策予算にこれは出すような予算になるのか、ここをお伺いできますか。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 一般論でしか今申し上げられませんけれども、一般的には改選期の政策予算は3月ではなく、改選後の議会に上げるというルールになってございます。実際にはどうするか、まだ決めていませんけれども、一般論はそういう形になろうかと思えます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、一般論のままで、市長選が終わった後の新しい市長さんが、それは善岡市長になるのかは分かりませんが、出してくるということなのですね。分かりました。

では、次なのですけれども、商工会議所、観光協会の会議、結構あるのを知っています。私も観光協会の会員だったものですから、理事会や何かで結構使うのです。両方合わせて60回ということになるわけなのですけれども、これだけ多目的室が使われてしまうと、どうなのでしょう。一般で使おうというときに、商工会議所だとか観光協会の中に入っている人たちの会議で多目的室が使われないという、そういうことはないのかなのですけれども、そこはどうですか。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、商工会議所、観光協会の多目的室の使用のされ方ということになりますけれども、今、年間で約60回ということでお答えしていますが、この会議については、例えばお昼休み、12時から1時までの1時間だとか、また会議の時間も長くても2時間というものでございます。もしここで他の利用とダブるようなものであれば、その辺はその団体の中で協議をしながら時間設定をして、この使用には影響のないようにしたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 続いて、カフェスペースなのですけれども、前回私質問したときには、このカフェスペースに随分力が入っていて、まさにこのにぎわいを創出、施設の魅力を高めるといふカフェスペースになるようなのですけれども、今のお話でいくと、民間事業者の方がやられるようなお話なのですが、この場合、家賃というか、使用料というのは発生するのはいかがでしょうかお伺いします。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 家賃につきましては、月額でございますが、これはかかる予定でございます。現在というか、以前から飲食店とか対象の事業者の方とお話をさせていただいているのですけれども、その際についても使用料のお話もさせていただいておりますし、またそのほかにも、例えば電気代がかかれば電気代も支払っていただくという、このようなお話をしながら、現段階では前向きに出店をしたいという回答をいただいているところもございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 すごく大事な予算、概算予算なんかはまだ先なのだけれども、こういうところはすごく早いのですね。月額幾らぐらいになるのですか。家賃でいいのですけれども。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、この家賃というのは、一つはまだ確定はしておりません。ただ、今このお話をされていて、家賃がかかるというものですから、その辺についてはある程度それに近いものをお示ししなければならないとは思っております、これは概算でありますけれども、大体7,000円、8,000円ぐらいというようには考えております。カフェが17平米という大きさでございますから、この大きさに合わせた形で今の額を示しております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 すごく安いのですね。それで、当然客席や何かは別のところで使わせてもらえるのですね。ですから、要するにコーヒー入れたり、何か食べ物を作ったりする、その部分だけのお金で借りられるということになると、月七、八千円でそこを借りられるというのなら、これは商売できるかもしれませんね。破格ですよ、これ。となってくると、

次に気になるのが、実は七、八千円の家賃で借りられるのなら、それこそ素人さんたちでも、例えば若い奥さん方のグループでも借りられる金額です。僕、もっと何万円もするかと思ったのです、実は。当然そうなってくるとすれば、私のところにもあそこ家賃幾らぐらいなのだろうと聞かれて、まだ分からないのですと言ってあるのですけれども、値段によってはやりたいという話もあります。当然一般公募をするのですよね。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、今家賃についてお示ししましたけれども、まだ確定はしていない。ただ、これについてはそれぐらいだということでお示ししておりますし、これはあえて安くしたという金額ではなく、一応一定の基準を、木造だということですので、それを相当額から計算した額でございます。この金額については、まだこれから決定するものでございます。

また、あとこのカフェで……

〔「議長、駄目だわ、これ。議事進行です」との声あり〕

○副議長 増山裕司君 暫時休憩とします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を再開します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私の今議事進行は、議長の取り計らいについてお願いなのですが、非常に答弁が揺れているし、確定的なことを言うようでありながら、今後また検討するようなお話も出てくるので、公式の本会議場の話ですから、しっかりとした答弁をしてもらえるように指導していただきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 暫時休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時26分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を再開します。

経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 ただいま家賃について私お示いたしました、この金額につきましてもは公有財産規則に基づきまして、木造の単価を当てはめた場合の金額でございます。まだこれは確定していない数字でございましたので、これは訂正いたします。申し訳ありませんでした。

あと、公募でございますけれども、この公募につきましてもは、まず公募をして選定したいと思っております。これにつきましてもは、公平を期すために公募により実施するわけですが、その中でもし他の複数の事業者が来た場合には、まだ具体的なことというのは言えませんけれども、この施設におけるカフェ事業は最も重要なものでございますので、そこ

は考えられるメニューとしましても、一般的には飲み物だとかスイーツだとか軽食などで、そのほかに特色あるものを提供していただける、こういう事業者の選定をしていきたいとは思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 訂正すると言っても、議事録から削除してほしいということになるのかどうかなのですが、でも先ほど審議監は、これは条例に基づいて計算した金額ですよ。と私は思っているのですが、そうではないと7,000円から8,000円と、それは商工会議所の家賃や、全部同じことの根拠で来ているはずなのです。ですから、平米だけでいったら7,000円、8,000円なのです。ここで訂正してしまったら、商工会議所の家賃も観光協会の家賃も全部適当に出したということになりますよ。それでいいのですか。議事録から削除していいのですか、ここの部分。間違っていましたということですよ。いいのですねという質問で終わります。

○副議長 増山裕司君 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時36分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を再開します。

経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 先ほど申し上げましたのは、削除するものではなく、先ほど申し上げました内容は積算の根拠についての訂正であり、金額の訂正についてはありませんことをご理解を願いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、先ほどの金額でいいということで理解をしました。

それで、次なのですけれども、広場についてなのです。冬期間の活用方法ということでお話をしたのですけれども、北海道ですから、冬が長くてということになりますよね。そのときは、多分みんな雪を寄せるのだと思うのです、あそこに。広場ですから。そうなったら、空いたスペースは少なく、先ほども言ったとおりで雪遊びぐらいしかできないのではないのかという話ですけれども、冬が長いところでもったいないと。1等地のところは雪積み場みたいになっているという状態でもったいないとは思っているのです。せめて排雪を小まめにするとか、冬でも何かちょっとしたイベントがあそこで行われているとか、そのようなアイデアというのは。そうではなかったとしたら、あの広場が使われるといたら数か月しかないのではないかとも思うわけです。

それで、あと看板も何だか大きな看板は立たないようですね。市長がずっとこれまで言われてきているのが、ツルハと北門さんがあるところのああいう引っ込んだ、市長で言うならば、要するにまさに膨らみを持たせるような商店街のイメージなのだというお話でした。あそこも両端はお店がもうあって、なかなか目立ちづらいところなのですけれども、

ツルハの看板がばあんと立っているし、北門もしっかりと看板が立っているの、あそこに何があるかと分かるから、皆さん寄っていくと思うのですけれども、今みたいに半分おしゃれに作ろうと思うから、そこに何があるかはほとんど分からないだろうと思うのです、私は。引っ込んでしまっているから、なおのことですよね。国道を走っている人は、完全に通り過ぎて行くでしょうという感じです。もったいないと、これも思います。できれば、国道の人たちも何の施設なのだろうと。これから多比良議員が質問するのだけれども、何か特色あるものがあるのだとすれば、ああ、あそこはおもしろい施設だということも分かるし、ただ場所がきちんと分からなかったら、どこなのだかというのが出てくるのではないかと思うのです。

あそこに、設計でいくとパラソルがあって、それからキッチンカーが少し並んでいて、椅子やテーブルがあって、何か原宿辺りの外のカフェみたいなイメージが書いてあるのですけれども、そこに行ってコーヒー飲みますか。市長は飲むと言っていますが、車ががんがんと通るところなのです、あそこ。ダンプも大型トレーラーも、国道12号線ですから。しかも、信号待ちのところでもあるのです。ちょうど信号が止まったところなのです。そこでコーヒーが飲めるかなと私は思っていて、植栽はされるようなので、異次元の空間みたいな感じをつくり出していかないと、なかなか外でおしゃれにビールやコーヒーなんかを飲めるようになればすごくいいと思うのですけれども、相当きつい条件だと思いますので、広場はしっかりと、何か異次元空間みたいな感じのとなると、今度は除雪が大変だし、大変な場所に大変なことをやろうとしているというのが私の結論なのですけれども。

それから、駐車場の関係ですけれども、13事業者の方々の従業員や来客のために月ぎめの駐車場のスペースを造るようなのですけれども、これは何で13事業者のためにということにはならないのですか。みんな車置くところ困っていると思うのです。ほかの商店街の方々も。周辺の方々だけが、そこでメリットというのはまずいのではないかとも思うし、この前も言ったのですけれども、最近非常に民間の方々でアスファルト敷いてしっかりとした駐車場を造ったり、うちもこの前に大きな駐車場造ったりしているのです。民間の方々も駐車場みんな困っているから、商売になるなと思ってやっているのです。そこに向かって、わざわざ市が、まさにこの前も言ったけれども、民業圧迫になるようなことはすべきではないと思うのです。これは、少し考えてほしいと思います。従業員ではなくて、来客の方だったら、普通に止めればいいわけではないですか。そこに店名がなくなると、これはお買い物駐車場と同じことなのだから、そこに置けばいいだけの話です。問題は、従業員の方の駐車場をここに確保するかということなのです。何でそこをそんなにこだわってやろうとするのかと思うのです。ここも何とかいろいろな考え方をしてほしいと思います。

最後の質問になるのですけれども、文化系の施設でイベントやグループサークルとという話をしましたが、商店の利用ということを相当考えていらっしゃるようで、そうなって

くれればいいとは思うのですけれども、今の商店街見ると、悲惨な状況になっていると、現実はそうだと思うのです。僕も気になるから、あの国道12号線の周辺の歩道をよく歩くのですけれども、ほぼ昼間歩いている方々はいらっしやらないような状況が現にあります。砂川市が再開発事業をしっかりとやったアイアイ農協の前の商店街は、ついに全部シャッターが下りてしまったという状況があるわけです。こういう状況の中で、もちろんその商店会連合会の方々がこの施設のために一生懸命頑張っていただけがあるならば非常にうれしいことだし、力強いことだと思うのですけれども、もしかしたら自分のお店をしっかりと維持するということが四苦八苦かもしれない。そんなような状況の中で、ゆうや公民館、ふれあいセンターがもう満杯で行くところないという状況があるなら、私はこういうスペースも必要だとは思うのですけれども、それぞれがみんなその中でやっぴらっしやるのだろうと思うものですから、時間もないので、本当にこれを進めていってうまくいくのかと思っているのが私の今現状です。

ここは、答弁をいただくと、また何かいろいろなことが起きても困ると思っていますので、残る時間、あと何か月かなのですけれども、できればいい施設になって、お金もいっぱいかからずに工事が済むようにお祈りを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○副議長 増山裕司君 武田真議員の挙手を確認しました。

武田真議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を受け付けます。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1、ふるさと納税を活用した医療・介護・福祉の従事者等への応援についてであります。新型コロナウイルスによる道内の新規感染症数は、9月1日現在減少傾向に転じたものの、依然として病床使用率は高水準で推移しており、減少は見通せない状況にあります。砂川市においても、市立病院では診療制限が行われるなど、新型コロナウイルスによる医療の逼迫は身近で現実の問題となっています。また、市立病院については、中空知2次医療圏唯一の感染症指定医療機関としての対応もあり、負担が集中しています。同様に市内の介護福祉施設においても、従事者等は様々な困難の中、業務に従事している状況にあります。

そこで、新型コロナウイルス対策の最前線において、経済的にも心理的にも負担を強い

られている医療・介護・福祉の従事者等に対するふるさと納税を活用した応援について、次により伺います。

(1) ふるさと納税の現状等について。

(2) ふるさと納税、企業版ふるさと納税を含むを活用した医療・介護・福祉の従事者等への応援の考えについて。

大きな2、地域貢献活動等を要件とした市職員の副業解禁についてであります。地方公務員は、地方公務員法により任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て、いかなる副業、営利企業等の従事をする事が制限されています。しかし、近年全国の自治体において、公益性が高い地域貢献活動等であることを要件として副業を解禁する動きが活発化しており、道内においても農業、水産業等の地域産業を支援するため、副業を解禁している自治体が増えている状況です。こうした副業の解禁は、本市における農業等の深刻化する担い手不足への対応や職員のスキルアップ等も期待できることから、地域貢献活動等を要件とした副業の許可基準の明確化等について検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。そこで、次により伺います。

(1) 道内の地域貢献活動等を要件として副業を解禁している自治体の状況等について。

(2) 市職員の営利企業等の従事許可状況について。

(3) 地域貢献活動等を要件とした副業の許可基準等の明確化の考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) それでは、順次ご答弁いたします。

初めに、大きな1、ふるさと納税を活用した医療・介護・福祉の従事者等への応援についての(1)ふるさと納税の現状等についてであります。当市のふるさと納税は、ふるさと納税制度が始まった平成20年度より砂川市とのつながりを大切にさせていただきたいという趣旨の下、東京砂川会総会などで当市にご縁がある方を対象に制度のPRを行い、平成23年度からはふるさと応援寄附金推進事業として、寄附に対する謝意を表すため、寄附金額に応じ1事業者の2品目を返礼品として寄附者にお送りしているところであります。平成26年10月からは、全国から幅広く砂川市を応援していただけるよう、事業内容を大幅に見直し、民間ポータルサイトを介し寄附を受け付けるほか、クレジットカードの利用ができるよう利便性の向上を図るとともに、返礼品を17事業者、28品目に増やすなど、以降様々な取組を進め、事業内容の充実に努めてきたところであります。また、平成30年度にはこれまで1社のみであった民間ポータルサイトを10社へ増やすことにより、さらに寄附しやすい環境を整えたところであります。このような中、令和3年12月からは民間の技術及び知識を活用し、返礼品を通して当市の魅力及び特産品をより広くPRすることで寄附者の増加を図るため、寄附採納及び返礼品提供事業者への発注業務等を民間事業者へ委託したところであります。その結果、令和3年度には寄附件数は1万1、

000件を超え、寄附金額も5億2,896万8,000円となったところであります。今後につきましても、民間ポータルサイトをさらに15社に増やし、寄附者がより利用しやすい環境を整備するとともに、農産物や日用品などの新たな返礼品を加えるなど、9月1日現在、29事業者、271品目の返礼品を用意し、本事業を進めているところであります。また、企業は寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を支援した場合に、法人関係税の控除といった税制上の優遇措置が受けられる制度である企業版ふるさと納税についても第2次地方創生総合戦略に位置づけ、必要となる地域再生計画については本年3月31日に国から認定を受け、企業からの寄附金を受け入れる体制を整えたところであります。

次に、(2)ふるさと納税を活用した医療・介護・福祉の従事者等への応援の考え方についてご答弁申し上げます。当市では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、感染症対策に必要な体制の構築に努めながら、平時より厳しい最前線で事業を継続している医療機関等への支援などに活用させていただくことを目的に、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施いたしました。寄附金に対する返礼品を設定しなかったこともあり、目標とした100万円には達成しない62万3,000円となったものであります。寄附金は感染症対策として日々最前線で感染予防活動に奮闘しておられる市内の高齢者、障害者入所施設や通所施設、病院、診療所、歯科、柔道整復院、鍼灸院、調剤薬局などに対する慰労金の一部として活用させていたところであります。ふるさと納税は、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、またはこれから応援したい地域への力になる制度であり、さらには税の優遇制度を受けられることから、制度開始以来増加の一途であります。寄附に至る動機の多くは各種の寄附に対する返礼品が目的となる傾向が強く、当市においても返礼品の充実を図るとともに、取り扱うポータルサイトを増やすなど、魅力の向上を図ってきております。現在は、ふるさと応援寄附金の使い道としては、広くまちづくり全般に活用することを目的としたまちづくりへの活用をはじめ、子育て支援、高齢者福祉への活用、教育環境の整備への活用、市立病院の整備への活用といった4つの目的を定めて寄附金を募っております。全国的にもふるさと納税を活用した医療・介護・福祉の従事者等への支援を目的とした寄附金を募集する団体も増えてきている状況が見られますので、これら個別の用途の活用も含め、ふるさと納税の活用については検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2、地域貢献活動等を要件とした市職員の副業解禁についてご答弁申し上げます。初めに、(1)道内の地域貢献活動等を要件として副業を解禁している自治体の状況等についてであります。公務員の副業、兼業につきましては、地方公務員法第38条において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないと定めております。これは、職員の職務専念義務や公正な職務執行、公務の信

頼確保の趣旨から許可制が採用されているものであり、本市においてはその趣旨にのっとり、職務上能率低下を来すおそれがないこと、従事する企業等が人との間に相反する利害関係がなく、職務の構成を妨げることがないこと、職員の職務の品位を損ねるおそれがないことの3点の確認し、副業、兼業の従事許可を行っております。ご指摘のとおり、公務員の副業、兼業につきましては、平成29年に神戸市が地域貢献を目的とした独自の制度をつくったことを契機に、全国の自治体において公益性の高い地域貢献活動等によることを要件として、副業、兼業を解禁する動きが活発化しており、道内においても同様の動きがあることを承知しているところであります。ご質問の道内自治体の状況につきましては、正確な情報は公表されておりませんが、令和元年1月から渡島管内鹿部町、令和4年4月から十勝管内の新得町、池田町、空知管内の沼田町、後志管内の共和町、令和4年6月からは日高振興局において地域団体などの有償ボランティア、スポーツや文化関連の指導者、農業や漁業等への人手不足解消のため、条件つきで副業、兼業を解禁していると把握しているところであります。

次に、(2)市職員の営利企業の従事許可状況についてであります。従事許可状況につきましては令和3年度において市役所が140件、市立病院が315件、合計455件となっております。許可の内容につきましては、市役所では衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投開票事務への従事、市立病院では他医療機関への医師の派遣、各種団体の派遣講師が主なものとなっております。

次に、(3)地域貢献活動等を要件とした副業の許可基準等の明確化の考えについてであります。まず公務員の副業、兼業の許可基準といたしましては、平成31年3月に国から発出された通知において、兼業時間数が週8時間または1か月30時間を超えるとき、また勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えるときのほか、兼業先や兼業する事業または事務が公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがある場合や兼業によって得る報酬が社会通年上相当と認められる程度を超える場合には兼業が認められないとされているところであり、これを受け幾つかの自治体においては副業、兼業の許可基準等が明確化されているものと考えるところであります。近年、各自治体において深刻な人口減少や高齢化等に伴い、担い手不足が進む中、地域課題の解決に積極的に取り組む公益性の高い地域貢献活動等を要件とした職員の副業、兼業の解禁が求められてきており、このような公益性の高い活動等を行い、市民の皆さんと思いを共有することで市民目線での行政の推進や職員自身のスキルアップ、職員が持つ知識やスキルを様々な場に提供することが可能となるなど、メリットは多くあるものと考えられているところであります。一方、現時点においても町内会や各種団体に所属し、勤務時間外にボランティアなど公益性の高い地域貢献活動に参加している職員も数多くいるところであり、これに加えて副業、兼業を解禁することで職員の長時間労働を助長し、健康や日常の業務に悪影響を与えるなどの懸念もあることから、各自が担っている公務をしっかりと行うことを

最優先した上での取組となるものと考えているところであります。このことから、地域貢献活動等を要件とした副業、兼業の許可基準の明確化につきましては、先進的な自治体の取組も参考にするとともに、市民のニーズもどういったものであるのかも含め調査研究に努め、また道内各自治体の動向についても注視していきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思うのですが、まずふるさと納税の現状等ということでありまして、非常に順調に伸びてきているのかなという印象を受けておられて、寄附いただいた寄附金についても、非常にまちづくりに役立っているのかなという印象も受けております。一方では、様々な制度が発足してから、制度改正、例えば返礼品競争等があつて制限がかかったりとか、この制度自体に様々な課題があるというのは当然のことなのかなと思っております。

砂川市においても、クラウドファンディング型のふるさと納税ということで、2020年ですか、コロナ対策で実施したということだったので、残念ながら目標額には達成しなかったということと、そのときは返礼品がなかったというお話もあつたのですが、ただ当時似たような形でクラウドファンディングが様々な自治体、コロナ対策ということで実施されていたのですが、一方ではその目標額を容易に達成したようなところもあつたとは思っております。その返礼品以外に当時クラウドファンディング型のふるさと納税を実施して目標額に達しなかったことについて、返礼品がなかった以外に、目標が未達になった要因についてどのように分析をされたのかということをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 医療従事者に対してのクラウドファンディングをできると思いますか、事業を起こしたわけなので、まず市のホームページにこの事業を計画いたしまして、広報しているのですが、市のホームページに来ていただけるお客様といいますか、視聴者といいますか、その方の数が一定数として限られていると。一方で、ふるさと納税の関係の各サイトの中に寄附の返礼品の品目から探すところが多いところがありまして、事業から探すところが非常に少ないということもありまして、事業に行く者についてはどうしても潜っていくとか、先に返礼品ありきでそれをどう当てるかということもありますので、なかなかそういったものが難しかったのかと思います。

今回私ども100万円という目標を掲げましてやりましたけれども、そういったことで大変事業効果といいますか、事業意義は感じてはいたのですが、なかなか苦戦したというのが正直な感想でございます。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、その目標に達しなかった主な理由は、宣伝が物理的にう

まくいかなかったというのが要因なのかと受け止めたわけですけれども、そうしますと当然改善する余地はあるのかということになっていくと思います。実際大手のポータルサイトを見ていきますと、そうしたコロナ対策に限らず、特定の課題を解決するための様々なクラウドファンディング型のふるさと納税というのは結構目に入ってくるという状況になっているのかと思います。

いろいろ調べていきますと、統計上は確かに返礼品が中心のふるさと納税というのは、額が多いという傾向にあるのかとは思いますが、一方では最近はこちらクラウドファンディング型のふるさと納税は確実に増えている状況にあるという印象を受けております。そうしますと、先般の2020年のクラウドファンディング型のふるさと納税は、宣伝その他でうまくいかなかったという分析ができていますから、これは新たに、過去にもつながるのですけれども、新たな形で特定の目的を課題とするためのクラウドファンディング型のふるさと納税は、今後も一回失敗したからもうやらないよということにはならず、新たな課題、(2)にもつながりますけれども、そうした課題に向けてクラウドファンディング型のふるさと納税、今後実施していくという考えはあるのかどうかを、まず伺いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 事業目的としたクラウドファンディング、都道府県単位の部分では非常に成功している例があるようなことを聞いてございますけれども、なかなか市町村で起こすとなると、PRの方法が限られているということもありまして、どうしてもポータルサイト寄りのものになってしまうのが現状でございます。そのポータルサイトも、全部が全部寄附の品目からいくものではなくて、事業系から探せるということもありますので、そういったものもぜひ検討しながら入っていきたいと考えているところでありますけれども、まずふるさと応援寄附金の1万1,000件を超えたということですが、令和3年度の寄附の理由の部分、アンケート調査も全て付随しているのですけれども、その答えていただいたものが1万1,400件ほどの寄附件数から回答が4,300件ほどになりまして、4割弱の回答をいただいているのですけれども、それらの一番の目的は返礼品の魅力というところが86%ほどになってございます。そういったことも、一方では社会貢献活動に対しての寄附活動というのは、当初の目的が国の目的がかなっているということはありませんけれども、ここ数年ですか、議員さん言われたような29年からいろいろ制度が変わったことによって、いろいろルールからはみ出たようなとか、ルールからはみ出そうな自治体も出るようなこともありまして、これは逆に言いますと、ふるさと応援寄附金は返礼品の魅力が一番なのかなということもあります。今となってはといいますか、5億円を超えた金額になりますので、非常に貴重な財源となってございますので、議員ご指摘の社会貢献活動、特に医療の部分については今後も継続して事業を実施するべく研究はしていきたいと思っておりますけれども、そのベースとしては、寄附の歳入の確保をす

るために、市内の企業と協力しながら新たな商品を開発するですとか、ポータルサイトを新しく開発するですとか、そういったことをしながら歳入の確保に努めていきたいと思っています。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 私自身も返礼品目的で来られる方、全く否定するわけではなくて、非常にありがたいことでもありますし、それは砂川市をよりよく知っていただく契機にもなるのかと思って、そこは全く否定するものではないのですけれども、私心配しているのは、この制度、いつまで続くのだろうといつも考えておりました、実は今年、道東のある町に行ってみたのですけれども、そこへ行きますと非常に立派な道の駅ができています。こんな立派な道の駅、どうやって造ったのだろうと思って調べてみますと、大分ふるさと納税の貢献があったのかなということを知りました。そうしますと、造ったのはいいのですけれども、今後の維持管理も考えていきますと、相当なお金がかかってくるのかなということも考えますし、一方ではこの制度、いつまで続くのだろうという心配もしてくるわけでありまして。相当、砂川市は残念ながら海産物は取れないのですけれども、海産物で寄附を集めているような自治体もあるわけでありまして。この制度の持続可能性を考えていくと、非常に将来が心配になっていくのかなというのがあります。

一方では、クラウドファンディング型のふるさと納税は、これはふるさと納税が始まった当初の考え方に極めて近いものがありまして、返礼品は要らないよとか、あるいはまちづくりの純粋な理念に従って過去の寄附をいただくというのが本来の姿なのかと私は思います。持続可能な制度ということを考えていきますと、最終的には恐らく返礼品重視というよりは、目的、理念型のふるさと納税のほうが将来も生き残っていくのではないかと、このことを立派な道の駅を見ながら考えました。

それはともかくなのですけれども、過去にもありますが、前回のコロナ対策の部分のクラウドファンディング型の市のやつ、私も見ていきましたけれども、全般的な対応の内容だったのかなということもありまして、なかなか焦点が絞り切れていないという部分も、先ほどの宣伝以外にも寄附金が集まらなかった要因の一つかなということと、もう一点は最近クラウドファンディング型のふるさと納税で寄附金を集めている自治体の案内といたしますか、先例を見ますと、極めてよくストーリーといいますか、理念といたしますか、そういうものがしっかり組み立てられているという印象を受けております。前回も砂川市で行った新型コロナウイルスのクラウドファンディングについては、非常に影響が生じているということで、一般的な宣伝といたしますか、広報の仕方だったのですけれども、ここはうまくいっている事例を見ていきますと、極めてしっかりとしたストーリー性、あるいはどちらかという返礼品重視の部分の悪口を言うわけではありませんけれども、寄附する側の人の目線に立った、しっかりとした構成ができていかなという印象を私を受けております。そうしたことも考えますと、当然現行の返礼品重視のやり方を否定するわけではありませ

んけれども、その制度の根本の原点に立ち返ってやっていくことも、私は極めて重要な部分なのかと知っているわけでありませう。

そこで、(2)について、より深く伺いたいと思うのですけれども、当然御存じのとおり、この地域、中空知の2次医療圏というのは極めて特異な地域だということは皆さん認識のとおりだと思います。道内においても、恐らくは全国的にもこのような地域はないのかということ。それは、つまり人口当たりの医療従事者数を見ていくと、相当全国でもトップレベルの地域ということになるのかと。というのは、医療あるいは介護の産業の特性として、いわゆる労働集約型というのでしょうか、そういった産業で、要は人材がいなければどうにも回らないという形態でありまして、それが要因で人口当たりの医療従事者、あるいは関連産業の働く人たちも相当数いるという地域なのかと思います。そうしますと、この医療、介護の産業というのは、人が全てということでありませうから、今般の伝染病がはやり始めてから相当期間経過したのですけれども、働いている人たちの苦勞と申しますか、負担がなかなか減らないという印象は私も受けております。特に今年は第7波ということで、非常に様々な分野でご苦勞があったのかと思います。介護関係の人たちも、クラスターが発生しないようにと極めて日常生活も窮屈な生活をしているのでありませうし、医療従事者の皆様も当然感染症対策ということで日々苦勞があるのかと思っております。これは、砂川市の問題だけではないのですけれども、こうした状況にある砂川市、特に医療、介護、福祉の関連産業が非常に多い地域だからこそ、ふるさと納税を活用した応援を何とかしたい、激励をしたいという気持ちからこの質問をしているわけなのですけれども、その地域の特性を鑑みて、こうした地域で働く人々を何とか感謝の気持ちを示すためのふるさと納税、何とか砂川市のクラウドファンディング的なふるさと納税の形で実現できないか、改めて伺いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 以前に、29年に実施いたしましたクラウドファンディング型のふるさと納税ですね、医療に対するものにつきまして、100万円のところを62万3,000円ということで、額も達しなかったということもありまして、非常に一生懸命やったのですが、なかなか評価を得られていないということも今回改めて指摘をいただきまして、大変残念な感もするのですけれども、新型コロナウイルス関連のクラウドファンディングの中で、寄附をいただいた方のコメントと申しますか、その方たちの応援の内容は、議員言われるような医療に対する感謝の念というのは非常に高いと申しますか、ご主人が亡くなったときに非常にお世話になったであるとか、ご自身が入院されていたときに非常によくしてもらったとかという形がまずコメントとして書き込まれております。

一方、新型コロナウイルス感染症につきまして、今第7波ということでありませうけれども、また次に波が来るのではないかと申しますか、クラウドファンディングについても都道府県が多いのですけれども、北海道では非常に大規模と申しますか、エール

を北の医療へという形でここ3年ほどやってございまして、その額も非常に多く寄附を募っているような状況でございます。ただ、何度かご説明しておりますけれども、ふるさと応援寄附金という部分の切り口は、返礼品ということもありまして、私どもも今返礼品をメインにしておりますけれども、一方でその制度ができたときのイズムといたしますか、本市は議員言われるような体制は、維持されていかなければならないし、持続可能な事業ということであれば、もちろんそのようなことはありますけれども、クラウドファンディングということで返礼品がないとなりますと、一定の効果の部分をお客様に委ねるといいますか、になってしまいますので、今後も目立つような取組をしていかなければならないということもありますけれども、それと並行してふるさと納税の歳入の確保ということも十分大事なことでございますので、返礼品の数を多くしながら取り組んでまいりたいと思っております。

新型コロナウイルス関連の医療従事者の支援といたしましては、これも議員さん御存じだと思いますけれども、臨時交付金の中で3度ほど、これまでに医療従事者ですか介護従事者に対しては慰労金のシステムといたしますか、その見合いといたしますか、そういった部分の補助金も出してございますし、あとは病院では各諸手当をそれぞれ積み増しした中でやっていることがあります。防疫等の作業手当ですか、そういうものにつきましてはいまだ額も、恐らく病院側としては経営の中で非常にかさむものだと認識していると思っておりますけれども、それも今補助金のない中でそういった手当を出しながら最前線で医療を支えているということでございますので、こういったものに関しましても、より広くPRをしながら、効果的な寄附制度というのですか、そういう運営に努めていきたいと今思っているところであります。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 現実的に考えればなかなか、返礼品なしで集めるというのは非常に私も難しいのかと思うのですけれども、そこはそれを組み合わせしながら、よりよい仕組みというのはつくっていかねばならないのかと思っております。前回のうまくいかなかった理由は、主な理由としては返礼品ではないかという部分もあるのですけれども、そうであれば、それを組み合わせながら、よりよい形で集めていただけるような工夫をしていくべきかと。クラウドファンディング型だから返礼品が一切ないよということにもならないとは思っていますので、そこはやり方次第かと私は思います。では、やり方次第、最初の組み立ての仕方としてはどういう目標をつくるかということが一番重要なのかと。その手段として、全額寄附になるのか、あるいは返礼品を組み合わせるのかという、そういうセッティングになるのかと思っておりますので、前回コロナ対策ということで目標に達成しなかったわけでありましてけれども、検討する機会があれば、その反省を生かしながら、あるいは返礼品を組み合わせる、あるいは様々な方策を考えながらやっていただければいいのかと思っております。

1 番目は終わりたいと思います。

副業解禁の話ですけれども、答弁にありましたとおり、道内でもかなり、特に1次産業が中心の地域かなという印象を受けて、そのスポーツとかの指導の関係、これは日高振興局の話かな、私聞き漏れてしまったのですけれども、全体的に今兼業が許可されている鹿部ですか、新得、池田等の自治体、どのような内容で許可基準を設定しているのか、分かる範囲で構いませんので、お伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 道内の地域貢献活動の要件とした職員の副業の解禁状況でございますけれども、繰り返しになりますけれども、令和元年11月に鹿部町が最初でして、令和4年になってから4月に新得町、池田町、沼田町、共和町、それから6月には日高振興局で解禁されているようでございます。このほかに予定のところはあるのかも分かりませんが、今通告いただいた後にそれぞれ調べた中にはこういった状況かと思えます。

要件といたしまして、まず公共性が高いですとか公益性が高いという部分が1回目のご答弁で申し上げましたところでありますけれども、そういった部分の決めににつきましては、非常に地域差があるように感じております。有償ボランティアですとかスポーツ、文化の関連の指導者というのは一定程度想像つくのですけれども、漁業に限定するですとか収穫地の農作業にも行けるとかという、新得町におきましては収穫期の農作業の支援とかということもありますし、沼田町におきましては加工用トマトの栽培作業という形で限定されているようです。それで、日高振興局につきましては、漁業、農業関連で多いのですけれども、水産加工業の有効求人倍率、そういうものも非常に高く、地元が非常に困っていたということで、日高振興局の職員が自ら発案した中で兼業に踏み切っていったという状況でありますので、その地域のニーズが一定程度あるものと職員側の自らの発案、両方ないとなかなか制度化は難しいのではないかという考えでございます。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 予想していたのとは違った部分もあったのですけれども、主に農業関連の部分で許可が出ているのかなという印象を受けております。実際国から令和2年に調査があつて、各地の兼業の許可結果等ということで通知も来ていたりすると、専ら公益的部分で許可を出している自治体が多いのかなという印象を私も受けております。国の事例ですけれども、実態調査ということで地域貢献活動と私は言っていますけれども、国の調査は社会貢献活動ということで事例を出しているのですけれども、伝統行事や地域イベントの進行に関する活動、地域ブランドや地場製品のプロモーション活動、防災、防犯に関する活動、スポーツ、文化、芸術の指導、支援、教育や若者の自立支援の活動、生活者支援や福祉に関する活動、あとは環境保全や監視、移住者の受入れや定住促進に関する活動が国の考えている社会貢献活動等ということで想定されていて、実際国家公務員とほぼ大体同じだと思うのですけれども、地方公務員法、国家公務員法で大体似たような基

準になっているのかと私も思うのですけれども、こうした活動を念頭に調査をして、この調査の趣旨は少なくとも読む限りは否定的なものではないのかと。こういう活動が今後期待されますという期待を込めた形の調査になっているのかなという印象を私は国の調査結果から受けました。

実際、最初の答弁ともしかしたらダブるのかもしれませんが、こうした活動、平成29年、神戸をはじめということなのですからけれども、急激にこうした動きというのが活発化してきているという印象を受けているわけでありまして。市として、特に今年に入ってから急激に道内の自治体でそういうことを認めるという動きが活発になってきているのですけれども、この背景として市としてはどのような背景があって、このような各自治体で動きが活発化し、あるいは国でも、国家公務員においても同様な動きが活発化しているのだという背景についてどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 一番の根底は、働き方改革という部分が1つあると思います。副業を希望する方がそれぞれ増えてきたという部分もありますし、それぞれ終身雇用というのですか、そういう形にとらわれず、自分のスキルを生かした中で業務といいますか、事務につきたいという方たちもおられると。それと、人口減少社会を迎えまして人手不足というのは、これはずっと続いてございまして、これまでもいろいろな場面で後継者がいないですとか担い手がいないとかということもありまして、その部分につきましては改めてご説明することはありませんけれども、そういったものがマッチした中で進んできているものと考えているところであります。

それで、先ほどすみません。私、許可基準ということでご質問だったのですけれども、それぞれ許可に向けた対応といいますか、そういったこともお話をしましたけれども、許可基準は勤務のない日ですとか時間外にそれを行うですとか、地域貢献として許容できるものですとか、週8時間以下で1か月30時間ですとか、それから信用を失う行為が発生する可能性がない、宗教的、政治的な活動ではない、そういったものが許可基準になっていまして、それについては各自治体似たようなといいますか、もともとの地方公務員法の中の基準を準用しているのかと思いますけれども、そういった中では各自治体の状況がそれぞれ違いますので、必要に迫られている場所と、働き方改革の中でこういったところに切り込んでいくといいますか、門戸を開くといいますか、そういったものを進めている自治体との違いは若干ではありますけれども、あるという思いであります。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 (2)も伺いたいと思うのですけれども、市の職員の許可ということで、選挙関係が極めて多かったのかと思います。あとは、市立病院だと医師、ドクターの派遣、講演があると思うのですけれども、実際ほぼ選挙関係だと思うのですが、それ以外に許可が出ている案件としては何か特徴的なものがあるかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 過去のには、ご実家が農業ということで、農業従事に関する兼業許可を出されたということは調べて分かったのですけれども、それにつきましても周りの目と申しますか、それぞれ誤解のないようにということで許可を取ったのではないかという思いがありますけれども、1回目のご答弁で申し上げました衆議院議員総選挙のほかに土地開発公社の関係です。それが13件ですか、それから社会福祉協議会が2件、シルバー人材センターの関係として2件というのがありまして、選挙以外ではこれが全てとなっております。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 基本的には、市の職員の業務との兼ね合いで当然予想されると申しますか、当たり前のような兼業許可なのかと私も思います。

先ほど先進地の事例を調査していくという答弁だったと思うのですけれども、部長の答弁にもあったと思うのですけれども、市民との協働というのが恐らく重要な、これまでの各自治体の許可の背景にあるのかと思いますし、各自治体の許可要綱などを読んでいきますと、地域の深刻な人手不足等も当然あるのかという印象を受けております。

私は、重要なメリットとして、人材育成というのがかなり重要な位置を占めているのかと思うわけでありまして。というのは、私の手元にも砂川市人材育成基本方針、今年の3月に改定された育成の基本方針などを読んでいきますと、求められる職員像として、途中からですけれども、市民に理解される政策を実現するためには、職員は自ら積極的に市民活動に参加し、常に市民の視点に立って行政需要の把握に努めることと。一人一人も自ら考え判断して、行動することが求められていますということで、先ほどの答弁では現状の町内会活動とNPOの活動等で十分参加が果たされているという考えだとは思うのですけれども、一定の制約というのは当然出てきているのかと思います。例えばよくある、砂川市であるかどうか分かりませんが、私も経験があるのですけれども、何かの講演を頼まれると。講師謝礼、当然辞退するのですけれども、よく考えてみれば、いただいてもおかしくはないのかと思うわけでありまして。

そうした意味で、不必要な制限が実はかかっているのではないかと私は考えます。というのは、様々な、国もそうですけれども、地方公務員法で様々な通知があったりとか基準があったりして、非常に公務員の副業に関しては、では何がいいのかと、どこまでがいいのかというのは、実は分かりにくいのです。総務部長であれば、全体を把握することはできるかもしれませんが、個別の職員から見れば、どこに引っかかって、どこが駄目なのかという、法律用語でいうと予測可能性ですよね。どこまでやったら駄目なのだというのは、実は非常に分かりにくいのかと思います。管理職レベルでは分かるよということになるかもしれませんが、それと線引きというのは私当然重要なことでありますし、先ほどの答弁でもあったとおり、職務専念義務の地方公務員法の35条でしたか、36条、

その辺りの規定というのは、まさに地方公務員にとっては核心の部分でありますから、それは当然遵守しなければならないものでありますけれども、一方ではどこまでが認められるのか、駄目なのかということの基準はしっかりとすべきでありますし、またそれ以上に要望的に考えて、ここまでやったら駄目でないかと。本当はできるにもかかわらず、予防線を張ってしまうということもあるわけでありまして。そのための基準づくりなのかと私は思うわけでありまして。実際国が出した基準、社会貢献活動、地域貢献活動の要件を見ていても、かなりそれでも抑制的につくられているのかという印象を私は受けております。

そういうことも考えますとある程度、絶対駄目だというラインは私はつくるべきだとは思っております。それがないと、どこまで行っているのか、どこまで参加しているのかということが分からないというのが非常に不安定な状況になるわけですから、そういった基準さえ示してくれれば、現行もしかしたら地域活動に積極的に参加できないものがあるのかと。もしあったとしたら、それが要因であるのであれば、そういう要件を取り払って、より一層職員の方も地域活動に参加できるような環境づくりとして考えていくのであれば、私は基準づくりはあってもいいのかと思うわけでありまして。しかも、こういった基準というのは、あくまでも法令のさらに下位のものでありますから、運用レベルで制定できるものでありますから、いわゆる事務レベルでも作成できるものでありますから、各先進地の状況等を当然参考にしなければならないとは思っておりますけれども、一線を画すといいますか、一線を越えないことをするために、私は基準づくりというのはぜひ積極的に考えていただきたいと思うのですけれども、この辺調査研究とありますけれども、ぜひ積極的に考えていただけないかどうか、改めてお伺いいたします。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 まず、営利企業等への従事制限につきましては、先ほど地公法の38条となりますけれども、職務専念の義務があるが、営利企業に従事する場合は制限をするというのは第1号でありまして、2号につきましては全体の奉仕者という立場から職務を公正に執行しなければならないというものがあります。それから、それぞれ公務の公平性が損なわれるものであってはならない。それから、職員の品位を落とし、信頼を損ねることになってはならないと。こういうのは大前提であって、そこを侵すものではないと考えているわけでございます。

それで、先ほど議員さんご紹介ありました講師謝礼なんかも、受け取らなかったということは実際経験されたということでございますけれども、私どももいろいろな団体から制度の関係で説明をしながらやっていく中で、差し出された謝礼もお返ししたという経験もあります。それにつきましても、何が必要かといいますと、その資料につきましては当然自宅に持ち帰って作る場合もありますし、一方ではそれぞれ職員が力を合わせながらパワーポイントで資料を作るということもございますので、勤務中の中でそういうものを償還するということとありますと、これが公務の部分なのか、それとも従事の制限を超えた事

業の關係に従事するのかということになりますけれども、本来の職務に影響があるものであってはいけないというものは前提でありますので、そういったものは各、今4団体ほどつくってございますけれども、そういったものを見極めながらやっていきたいということもあります。

それから、その中でできている、つくってきている鹿部町なんかは、もともと消防団に憧れておられて、何とかその消防団に職員として入りたいのだということもあったのですが、手当が出るということもあって、ちゅうちょしていたところ、そういったものの規制を取っ払ってといいますか、新たな制度をつくってやったので、自己実現ができたということもございます。

そういった意味からは、それぞれ先ほどご紹介ありましたけれども、職員のスキルといえますか、技能の向上ですとか、そういったものは非常に大きなメリットがありますので、積極的にいきたいところではあります。一方でどの業種にも、どの事業にも該当するのかわかると、国の基準である公益性というものがネックになってきますので、当市に置き換えますと、その公益性がどこにあるのだと。それがたゆらかに皆さんが納得いただけるものがどこにあるのだというところを、まずは見極めるといいますか、当然ニーズがどの辺にあるのかと、そういう部分も含めまして検討しなければならないのと、ニーズについては非常に人手不足だとか担い手不足だとかというところはどの場面でも言われるのですけれども、1回目のご答弁でも申し上げましたけれども、日高振興局のニーズは有効求人倍率が漁業で7.68倍だということとして、それだけの倍率があるのと、これが当管内に置き換えますと、建設業は今8倍程度の有効求人倍率になってございます。農業は0.9倍ということでございますので、農業がいいのか漁業がいいのかというのは、そのまちの特性があって公共性、公益性というのがありますけれども、一方で私どものまちでは建設業が今一番人手不足となってございますので、人手不足の辺からいくのか、それから自己実現といえますか、それぞれボランティア活動の本人のスキルアップの面からいくのかについては、もう少し時間をかけながら研究していきたいと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 建設業のほうが大変だというお話であった。一方で、農業は現状低いということでありましたけれども、実際収穫期とか、一気に人手が足りなくなる部分も、それはキュウリとかトマトとかつくられている方は、恐らく時期によっては有効求人倍率は数倍にはね上がるのかと。そういう特性も恐らくあるのかなということになろうかと思えます。

最後に要望ということになるのですけれども、砂川市の人材育成基本方針にも書いていますとおり、既成の考え方にとらわれないで、柔軟かつ的確に対応する職員が求められていますという職員像のとおり、ぜひその既成の考え方にとらわれない柔軟な発想で、ぜひ公務員の副業、兼業の部分を検討していただきたいということを要望して、終わります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時07分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、一般質問をさせていただきます。本日は、大きく2点でございます。

大きな1点目といたしまして、砂川市の有料ごみ袋についてであります。市では、家庭用ごみ処理は分別収集が実施され、区分も燃やせるごみ、生ごみ、燃やせないごみ、資源ごみとなっております、区分に合わせて有料でごみ袋が使われております。このごみ袋も材質が主にポリエチレン製であります。他市町村では地域における温室効果ガス排出量の削減、地域循環共生圏の創造、地域住民の意識向上、エシカル消費(人や社会)、環境に配慮した消費行動の推進などの効果が期待されるバイオマスプラスチック等製ごみ袋を導入するところが増えつつあります。そこで、市としても有料ごみ袋の材質をポリエチレン製からバイオマスプラスチック等製へとする取組について伺います。

続いて、大きな2点目であります。パーソナルヘルスレコード(PHR)の活用についてであります。PHRは、英文字でPersonal Health Record、パーソナルヘルスレコードを略したもので、日本語ではパーソナルヘルスレコードと呼ばれております。デジタルを活用して、生涯にわたって時系列的かつ統合的に個々人の健康、医療、介護に関する情報を記録し、自身の手元で管理する生涯型電子カルテ、または生涯健康手帳と呼ばれることもあり、生涯にわたる個々人の健康増進や生活習慣の改善を実現するために活用が進められております。一例としては、子供を妊娠したときに受け取る母子健康手帳も手帳に赤ちゃんの情報などを記載して、日々の記録をつけて管理するという側面からPHRの一つともいえますが、現在では一般的にデジタルを活用して行われる健康データ管理がPHRと位置づけられているようです。国では、PHR推進に向けて令和元年度から第1回の国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会が始められております。市として活用に向けた取組について考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から大きな1、砂川市の有料ごみ袋についてご答弁申し上げます。

国では、令和元年5月に策定したプラスチック資源循環戦略において、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックは原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材でカーボンニュートラルとなるバ

バイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ確実に熱回収することを重点戦略としております。これを踏まえて、令和3年1月に策定したバイオプラスチック導入ロードマップにおいては、バイオマスプラスチック等製ごみ袋の導入に向けたガイドラインを整備することが示され、さらに本年3月に環境省より地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドラインが公表され、温室効果ガス排出量の削減や環境問題に対する住民の意識向上等の効果が期待されるとして、地方公共団体でのごみ袋等へのバイオプラスチックの導入促進を目指すこととされているところであります。

既にバイオマスプラスチック等製ごみ袋を導入している自治体での発現効果としては、温室効果ガス排出量の削減や環境問題に対する住民の意識向上等ではありますが、一方問題点や課題として、原料価格が高いことから、ごみ袋の調達価格が上昇すること、バイオマス原料は現在大部分を輸入に頼っている状況であり、輸入価格や先物取引の相場によっても価格が変動し、安定的な調達価格の設定が難しいことなどが上げられているところであります。

砂川市の有料ごみ袋、バイオマスプラスチック等製への取組についてであります。国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、脱炭素は社会全体で取り組んでいかなければならないものがありますので、CO<sub>2</sub>削減につながるバイオマスプラスチック等製有料ごみ袋の導入については、既に導入している先進自治体の取組などを参考にしながら、併せてごみ処理手数料の改定も考慮していかなければならないことから、今後においては十分に検討を進めていかなければならないものと考えております。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から、大きな2のパーソナルヘルスレコード(PHR)の活用についてご答弁申し上げます。

パーソナルヘルスレコードとは、個人の健康診断結果や服薬歴等の健康、医療、介護に関する情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みを意味するものであり、国においては健康寿命のさらなる延伸、効果的、効率的な医療、介護サービスの提供を目的としたデータヘルス改革の取組の一つに位置づけ、マイナポータル等を通じて自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整理や医療を介護分野での情報利活用の推進などに取り組んでいるところであります。

具体的には、自らの健康、医療、介護に関するデータを記録し、一元的に管理することでスマートフォンなどを活用してマイナポータル等より特定健診、事業所健診、乳幼児健診などの健診情報、予防接種歴、薬剤情報、介護情報等の閲覧が可能となるほか、本人同意を得た上で医療機関、介護事業所においても情報の共有が可能となるものであります。これらの情報の活用によって、生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになり、日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながることや医療機関や介護事業所にお

いても患者、利用者ニーズを踏まえた、より最適な医療介護サービスの提供が可能になるものと考えられております。

市といたしましては、乳幼児健診の対象となる児童のマイナンバーカードを取得された場合、また自身のマイナンバーカードを健康保険証として利用する申込みをされた場合、乳幼児健診や特定健診の結果をマイナポータルにより確認できる状況にあることなど、各種健診や結果説明会の機会にお知らせすることで、パーソナルヘルスレコードが既に身近なデータとなっていることの理解促進を図るとともに、それらの健診結果等に関し医療機関を受診する際や保健、栄養指導を受ける際に提示することで正確な健康情報が伝達され、より適切な診断やアドバイスを受けることも可能になるなど、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、パーソナルヘルスレコードにつきましては、国がデータヘルス改革を推進している状況で、今後どのように環境整備等が実施されていくか、動向を注視しながら市としての有効活用についても検討を進めていきたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど1回目のご答弁をいただきましたので、2回目の質疑をさせていただきますと思います。

まず、1番目の砂川市の有料ごみ袋について、今ほどご答弁いただきました。国の流れだとか国がどのような形で進めようとするのか、ガイドラインも含めて策定をされているということと、砂川市としての今後の対応といったことでありました。残念ながら、今後については十分検討を進めていかなければならないと考えているということでありましたので、今ほどの答弁をいただきながら何点か質問させていただきたいと思います。

まず、全国的にももちろん進めてきている自治体もありますし、もちろん北海道内でもバイオマスプラスチック等製ごみ袋を導入している自治体もあるわけですから、最初の段階でありますけれども、道内で先進的に導入されている自治体はどのぐらいあるのか、その辺りとしてどのように押さえているのか、それについてまず初めに聞かせていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 北海道内で導入されている自治体ということでございますけれども、令和2年度の環境省のアンケート調査結果で申し上げたいと思いますが、北海道内では令和2年度現在9自治体がバイオマスプラスチック等製指定ごみ袋を導入しているという状況で押さえております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 道内では9自治体導入されているということでは分かりました。

それで、今後については先進自治体の導入している取組などを参考としながらといったことで、先ほど1回目の質問に対して答弁をいただいたのかと思いますが、であれば先進

的に取組をされているわけですから、どのような方法で導入しているのか。導入するに当たっての、正直いろいろ課題として対応しなければいけなかった部分だとか、そういうのがあるかと思うのですけれども、今後どのような形で先進自治体の考え方を含めて知ろうとするのか、これについても聞かせていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 先ほど令和2年度時点で導入済みの北海道内の自治体は9と申し上げましたけれども、それは令和2年度現在なわけでごさいます、令和3年度以降にも恐らく導入した自治体があるかと思えます。環境省のガイドラインでは、導入時の課題としてごみ袋の強度、性能に落ちはないか、例えばそのほかにはごみ処理段階での不都合、混乱はないのかといったような課題も、このガイドラインの中ではできておりますので、それらのことも含めて各自治体の担当者から直接的に情報収集を行い、必要に応じて取組経過に関する書類を収集するなどして調査研究を進めていきたいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 まさに今回のごみ袋の関係は、バイオマスプラスチック等製ごみ袋ということで、ぜひ私は導入すべきではないかといった考えから質問をさせていただいております。それぞれ9自治体で取組をされていますし、それぞれ地域性を持って課題も対応してきているのかと思えます。

そこで、今回は答弁の中で先進自治体の考え方も含めて参考にしながらということでありましてけれども、場合によっては先進自治体だけではなくて、例えば環境に関わるこういう有料ごみ袋、環境に関わる展示会だとか、それに関わるメーカーさんだとか、集まってくる機会があるわけですから、そういったところにもどのような形でなっているのかといったことも、しっかり目と耳で見て聞いてということが必要なのではないかと私は思っています。残念ながら、今コロナ禍の中で視察が私自身もできないので、私もぜひ導入しているところを直接行って見て聞いて、現物を見たいという思いがあるのですけれども、ただ今そういう状況ではないのかと感じております。

ただ、今後参考にしなければならないのは、先進自治体はもちろんのこと、例えば幅広く環境に関わる展示会等もありますし、また袋メーカーもありますし、また現在砂川市もごみ袋を作ってもらっているメーカーもあるかと思えますので、そういった最も分かるであろう関連のところとの参考事例も含めながら調査研究ということも必要なのではないかと思うのですが、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 情報の収集という、耳からだけではなくて、実際目で見てと、触れてみてといったようなことがメーカーさんの展示会ですとか、そういった部分では分かるということも確かに議員の言っておられるとおりでございますので、この導入の時期

というのを、するかどうかも含めてはまだ全然先が見えていない状況ですけれども、必要に応じて、実際に袋を変えた自治体でもいろいろな様々な課題だとか疑問点だとかというのでも整理した中で導入してきているようですから、今言われたメーカー等の展示会等々につきましては必要に応じてこの先行くことも検討していきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 いよいよ導入するのだろうと思った時期には、ぜひそういったことも考えていただければと。ガイドラインも私見させていただいておりますので、その中には導入しようとする約1年はかかっているような、導入した自治体のアンケート調査から出ておりますので、導入しようとするとき、私は導入してほしいと思っておりますけれども、導入する時期というのがあるかと思っておりますので、この辺をしっかりと考えていただきたいと思っております。

それで、先ほどの1回目の質問に対しての答弁の中で、どうしても引っかかるというか、引っかかってしまったところがあったのが、ごみ処理手数料の改定も考慮しなければいけないといったことがありまして、私は今回バイオマスプラスチック等製有料ごみ袋の導入をどうでしょうかという投げかけで、それだけでいくと、バイオマスプラスチック等製有料ごみ袋を導入しようすると、処理手数料も改定されていくのかと思ってしまうのです。先ほど答弁を聞きながら、1つは、強いて言うならばプラスチック資源循環戦略というのが国の中で施策として言われていて、場合によってはごみ分別収集方法等も、今現在のやり方だけでなく、分別収集品目も増えてくる可能性もあったりとかあると私は考えるのですけれども、この辺改定も考慮しなければいけないといったことについて、もう少し詳しく聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 1回目の答弁で、併せてごみ処理手数料の改定も考慮ということで申しあげましたけれども、もっと詳細な考え方ということでございますけれども、ご質問いただいたバイオマスプラスチック等製有料ごみ袋の導入、さらにはプラスチック資源循環戦略ですか、これに係るプラスチックのリサイクルといった部分も今出てきております。さらに、このほかにこれから国の動きとして、また新たなものも活用ガイドラインとして出てくる可能性も想定されますので、それらが出てきた際にごみ処理手数料の改定について考慮していくものと現時点では考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほどの答弁をお聞きして、バイオマスプラスチック等製有料ごみ袋を導入したからといって、処理手数料の改定を考えるということだけではなくて、全体的に今後のことを含めながら、そういう場面があるところには考慮しましょうと受け止めたのですけれども、それでよろしいのですよね。

それで、確かにバイオマスプラスチック等製有料ごみ袋を製造するに当たっては、1回

目の答弁でもいただいておりますけれども、原料を含めた調達コストというのは、今現在のよりも若干上がります。例えばこれはガイドラインの中に載っておりますけれども、導入している自治体のアンケート結果であります、バイオマスプラスチック等製指定ごみ袋の平均調達価格を比較したところ、多く用いられている15から20リットル以下の指定ごみ袋では7.3円から9.2円で約25%程度、25リットルから30リットル以下の指定ごみ袋では8.4円から10.2円、約20%程度、どうしても調達コストが上がると言っております。ただ、調達コストは上がっても、導入している各自治体はいろいろな工夫をしながら販売価格は抑えているという努力もしているようです。それについては、例えば委託とか発注方法も工夫したりとか、ある部分ではコスト削減をしたり、また製造してもらっているメーカーさんとの連携を取ったりといったこともございますので、決して私、だからといってバイオマスプラスチック等製ごみ袋に変えたとしても、処理手数料がそのまま上がると私は思っておりませんので、導入しようとしたときには、いろいろな工夫をしていかなければいけないのかと思っております。それに当たっては、例えば手数料が上がるとか、そのまま維持しようといったときは、公共料金に関わるものであると思っておりますので、その辺はしっかりと市民の皆さんの意見も聞かなければいけない部分もあるかと思っておりますが、私はそういう考えは持っているのですけれども、この辺の考え方は市としてどう受け止めているのか聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 今後ごみ処理手数料の改定を考慮するというところで、考慮しなければならないという1回目の答弁を申し上げましたけれども、手数料の改定を考慮するという段階では、CO<sub>2</sub>削減の意識の向上とか環境問題に対する住民の理解、エシカル消費の推進ということについても、併せて理解が必要となると思っておりますので、産業廃棄物減量等推進協議会という機関があるのですが、そちらの検討協議のほかに、最初の市の分別したときにも何か検討会等々やられているような経過も承知しておりますので、どのような形になるか分かりませんが、市民への説明や市民からの意見をお聞きする場合は、料金改定を考慮する際にも想定されるものと現段階では考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大変大切なことも答弁としてお話をいただきました。確かにごみ処理手数料の改定に当たっては、大変苦慮するものがあるかと思えます。砂川市も廃棄物の処理及び清掃に関する条例が平成12年9月1日に施行されて、その2年後には平成14年10月1日からさらに施行、要するに条例改正している。それは、恐らくもう22年前とか20年前なので、私の記憶も定かでない部分あるのですけれども、あのときはたしか分別収集が始まってきたということと、それによって住民の皆さんにも分別収集するに当たって応分の負担をしていただきたいといったことを含めた条例改正だったのかと思っておりますし、それとくるくるとか、この地区全体で分別収集するに当たっての関係から、ひょっ

としたら2年後にさらに含めて改正されてきたものなのかと思っています。

当時を振り返りますと、まずはごみ収集箱、集積場をどうするかということから始まって、なおかつ問題は処理手数料を住民の皆さんに負担していただきましょうといったことでは、私が一番思いを持っているのは、総合福祉センターの大会議室を使って多くの皆さんに担当の職員がごみ分別について、また手数料についても説明をしていたということと、あと各地域ごとに回っての説明もされていた。ですから、ただ単に分別収集に当たって住民負担をお願いするときには、時の市民の皆さんにも恐らくたくさん声を聞きながら皆さんに説明をして理解して、丁寧な説明をしながら理解してもらって、今になって分別収集がしっかりとやられてきているのかと思いますので、先ほど部長からも答弁ありましたけれども、市民への丁寧なしっかりとした説明を含めて、その時期には必要だということを含めて、いま一度考えを聞かせていただければと思うのです。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 この先の分別の仕方、それから袋によって料金ということも考慮しなければならないということでもございますけれども、仮に変更になるということにももちろんなれば、市民に対して丁寧な説明、これはガイドラインでも導入するときをやっているという状況も出てきておりますので、これについては従前、20年ぐらい前ですか、やったときと同じような、十分に理解を得られるような、そして理解してもらった上でのということで取組は進めていくべきものと私は考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。

その辺は、しっかりとやっていただきたいと思いますし、住民にとって最も身近なことなのかと思っていますが、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで、こういうことは時の首長、市長の政策的判断とかといった部分もあるのかと私は思っています。今後のことなので、どうこうというわけにいきませんが、この辺市長に改めてお考えを聞かせていただきたいと思うのですけれども、というのは市長は政策、施策の総責任者で先頭に立っていますし、一歩も二歩も前にではなくて、私は二歩も三歩も前のやり方でどんどんやってきていると思っています。ただ、誰がどのときに導入するかは別にして、こういった施策をやるかというときの判断というのは、時の市長、首長の責任を持って、なおかつ住民の皆さんに幸せになってほしいといったことがあるのかと思っています。

それで、今回はある部分では環境に関わることで、カーボンニュートラル、CO<sub>2</sub>の削減ということで、正直これの影響というのは加速度的に影響が出てしまったのが北海道電力砂川火力発電所の関係も、それは関わりあったのだらうと思いますから、そういったことを考えたときに、こういったことを導入しようとしたときには、こういう考え方も必要なのだといったことで、急な市長への質問になっていますけれども、その考え方を聞かせ

ていただければ大変ありがたく思います。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、私から大きなくくりでご答弁を申し上げたいと思うのですが、カーボンニュートラルを実現するには、大部分は自治体が積極的に進めないと目標数値には到達しないというのが国の見解でありまして、自治体がどこまで頑張るのだというところが一番大きいのだろうと。

ただ、今回のやり取りを私聞いておりまして、この新しいごみ袋は今9自治体なのだろうけれども、外国から持ってくることになっているけれども、多くの自治体がそれを導入したときに安定的に供給されるのだろうかというのが分からなくていろいろ聞いたりもしたのですが、そこまでの調査はしていないみたいですが、少し気になるのですが、導入に私は反対というわけではありません。ただ、その条件面とか内容に私自身は深く分かっていないと。やり取りの中でいろいろ今聞いてメモをしていたのですが、すぐここで導入というよりは、もう少し担当で調べて、これが本当に効果があり、安定供給されるものであれば導入に向けていくし、その辺の状況というのは先ほども言われていましたけれども、もう少し調べさせてください。今の段階のレベルで判断するには厳しいと。ただし、私がカーボンニュートラルに後ろ向きというわけではなくて、自治体がある程度率先してやらないと、いわゆる国の目標の2050年度、ゼロにするのだと。30年度は2013年比で46%まで削減するといったら、よほどのことをやらないと達成できない数字と言われております。その辺も踏まえながら、勉強させていただきたいということで答弁に代えさせていただきます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 市長、どうもありがとうございます。

まさにカーボンニュートラル含めて2050年、排出ガスゼロを目指しましょうというのは、国も含めて国際的な約束事でございます。また、それぞれの自治体において責任持ってやっていかなければいけない。先を見ると、まだ30年ぐらい先と言うかもしれませんが、そんなことなく、できる時点のときにはぜひしっかりと考えていただきたいと思っております。

それでは、1つ目のことについてはこれで終わりたいと思います。

2つ目のパーソナルヘルスレコードの活用についてということで聞かせていただきました。これも先ほどの1つ目と同じように、一つの国の流れも含めながら、国での取組、また具体的なものを含めて、そして砂川市としての取組のことについても聞かせていただいたところであります。せっかく答弁いただきましたので、これに基づいて少し聞かせていただきたいと思います。

まず初めに、現状把握を改めてしたいと思います。というのは、今現在砂川市も国保の特定健診や後期高齢者健康診査等が行われており、おのおの受診者に対しては健診結果表

での面談による健診結果説明がされて、保健指導が実施されているということで、個々の特定健診の場合は、私も受診しておりますけれども、大体春に受診して、その後2か月ほどぐらいしてから、3か月ぐらいかな、健診説明会が開催されて、その前にあなたの健診結果表が届いて、それを持って保健師のところへ行って説明を聞いて、場合によっては食生活も含めたら栄養士のところに行ってという形で、まさに紙ベースでいただいて、なおかつ行って顔と顔、フェース・ツー・フェースでいろいろ面談をしながら説明を受けて、こういうことも考えなければいけませんよという、ある部分では予防に大変大事な部分をしていただいていると思っています。

そこで、そういったことをされていますから、直接的に顔を見ながら説明もしていると、いろいろなことの話が出ると思うのです。その中で1つお聞きしておきたいのは、受診者の日常生活習慣の改善などへの取組というのは、それぞれ個人によって取組というのは違うかと思うのですが、市としてその取組をどのようにされているかという状況については、もし把握していることがあるのであれば、先に聞かせていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 国保特定健診における受けられた方の改善に向けての取組ということでございますが、例えば今年6月の特定健診の実績で申し上げますと、受けられた方がおよそ400名という中で、健診結果として気がかりな点があるので、これは結果説明会においでくださいというご案内をお送りした方は、そのうち約7割ということで、3割の方は健康状態に特段今のところ問題はありませんということで通知にとどまっておりますが、ご案内をお送りしましたその7割の方のうち95%ぐらいの方は結果説明会においでいただいております。極めて高い関心をお持ちいただいていると。また、その説明会の中では、保健師あるいは栄養士と今の現状を踏まえながら、例えば運動、食事面、さらに飲酒であったり喫煙であったりと、その方にとってできるところから始めていきましようということで、多くの方が生活習慣の改善に向けて説明を聞きながら取り組んでいただいているところではありますが、なかなか即結果が出るという形には結びつきにくいのが生活習慣病でありますので、繰り返し継続的という形にはなりますが、その結果の出た方についてはおいでいただいて、一緒に方向性を模索しながら取り組んでいただいているという現状でございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 400名に対して、結構な皆さんが健診結果説明会、70%に案内出して、そのうち95%が参加していただいているということが分かりました。

私ももう12年ほどになりましたけれども、国保の特定健診を受けて、健診結果説明会に行くと、体重から何から数字がほとんど上限にあって、これはまずいのだなということを保健師と栄養士から指導を受けて、何とか体重も落としながら、何とかここまで来てい

たのかなと思っています。そういう点では、ふれあいセンターの皆さんに大変お世話になっているし、ありがたい。ですから、そういったことを多くの皆さんに知っていただいて、継続的に、継続というのは大変かもしれませんが、しっかりとやっていただきたいと思っています。

こういった紙ベースの結果表を見ながら面談でしていたことが、今回のパーソナルヘルスレコードの、要するに電子媒体を使ってのやり方というのが今後こういった形が必要になってくるのだよということを国も示唆しているのかと思っていますので、こういったことについて後ほどまたお話を聞きますけれども、そこで今現在だんだん健康手帳とか血压手帳、お薬手帳なども電子媒体も可能な状況になってきていますよということでも先ほど答弁いただきましたけれども、健診説明会でも健康手帳、血压手帳、血压高い方は血压を毎日測ってくださいよというのだったり、病院にかかれば、薬をいただければお薬手帳出してといったことなのですけれども、市として電子媒体も利用可能な状況になっていますけれども、この辺どのような状況かというのを押さえることができるのでしょうか。もし押さえていけば教えていただきたいし、できなければできないで、どういう形なのかを聞かせていただければと思うのですが。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 いろいろな手帳についての電子媒体の利用の状況ということについては、恐らく様々なスマートフォンのアプリ等が今現状としてある中、市としてどれぐらいの方が利用されているかというところはつかみ切れていないところであります。といいますのはその基となる、当然に今まだお薬手帳など紙媒体で利用されている方が多数いらっしゃると思うのですが、この紙媒体の各種手帳の、いわば利用状況というものも、それぞれ民間の事業所等で発行されているようなケースもございますので、まずその全体像がなかなかつかみにくいところが現状でございます。その中でも、今議員さんからのご指摘いただきましたが、血压手帳については市の保健栄養指導の中で日々、ご自宅に血压計があるならば測定いただいて、こちらで記録してくださいということでお渡ししているケースがありますけれども、それについては大体年間500部ぐらいは血压手帳を、紙媒体のものをお渡ししていると。また、結果説明会の際に、私既に、いわば電子アプリでこういった健康管理をしていますというお話は数件、何人かの方からは保健師が伺っている状況というところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 そもそも利用状況を把握というのは、民間のこともあるから、市としても難しいのかと、改めて聞かせていただきました。できれば、私の考え方の中で1つお願いがあるのですけれども、特定健診とかあったときには、健康手帳、血压手帳あるいはお薬手帳を持っておられますかといったことも含めて、アンケートでもいいですから、知っていただきたいと思っています。それがPHRの関係にもいろいろ関わりが出てくるのかな

と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほど答弁の中にも特定健診等、乳幼児健診もそうですけれども、マイナンバーカードを持っていて保険証として使っていくと、マイナポータルで閲覧が可能であると。これについては、先ほど1回目の答弁の中にも、周知については健診を通してとかという話もされていたのですが、いま一度確認も含めてお聞かせいただきたいのは、まさにマイナンバーカードを作っていかなければいけませんし、それによって保険証、さらにはマイナポータルで閲覧を可能ですから、これをどんどん閲覧できる人方を増やしていかなければいけないということで、周知啓発を具体的にというか、もっとしっかりやっていかなければいけない部分もあるかと思うのですけれども、この辺の考え方を聞かせていただければと思うのですが。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 マイナポータルでいろいろな情報がその方、まさに個人、パーソナルな情報が確認できるという状況にあることについては、私たちといたしましては保健事業を通じて、例えば特定健診の結果の説明会ですとか、定期的に行っております市民の方の健康栄養相談の際ですとか、各種の乳幼児健診のときにはスマートフォンを持っているということであれば、マイナンバーカードも取得されているという状況であれば、こういったデータを閲覧することが可能ですといった周知には努めてまいりたい。また、ホームページでもそういったことの掲載を行ってまいりたいと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大体分かってきました。その辺は、しっかりと周知啓発をやっていただきたいと思っております。

それで、今回はパーソナルヘルスレコード（PHR）について、利活用も含めて質問をさせていただきました。それで、PHRの利活用の方法ということで大きく4つが想定されておりまして、1つは個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成、2つ目には効果的、効率的な医療等の提供、3番目に公衆衛生施策、保健事業の実効性向上や災害等の緊急時の利用、4つ目に保健医療分野の研究という4つが想定されている中で、まず初めには、最初に言ったように個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成を進めていきたいと思いますというのが国の考え方でもあるようであります。

それで、今からもう6年ぐらい前から実証モデルとして動いてきている部分がありまして、1つには妊娠・出産・子育て支援PHRモデル、これは群馬県前橋市で、2つには疾病、介護予防PHRモデル、兵庫県神戸市ほか、3番目に生活習慣病重症化予防PHRモデル、兵庫県西宮市、福島県郡山市、佐賀県多久市、福岡県那珂川市ということであって、4つ目に、医療・介護連携PHRモデル、これは山梨県大月市ということで、平成28年、29年、30年と補助を出してやられているということがありまして、その中で今回は日常生活習慣の改善等と健康的な行動といった部分に視点を置いておりますので、この中

で兵庫県西宮市、ほかでもあるのですけれども、そこで取り組んでいる当時のモデル事業についてお話をします。

糖尿病の重症化予防を目的として、医療機関から取得する診察、検査データ、薬局から取得する調剤データ、保険者から取得する特定健診データ、スマートフォンのPHR管理アプリやウェアラブル端末から取得するバイタルデータなどを本人の同意を得て保険者や疾病管理事業者が利用できる仕組みが整備されておりまして、利用者は糖尿病に関するデータが一定の数値より悪化すると、本人のスマートフォンアプリにアラートが通知された上で、本人の同意の下、PHRを参照した保険者などが患者に適切な指導を実施するといったことが、もう既に平成28年からモデル事業でやられて、恐らくこういったモデル事業を通しながらPHRを具体的に進めていきたいと思いますということなのかと思っています。まさに今回を通して、私はPHR利活用の方法としては、個人の日常生活習慣の改善等と健康的な行動の醸成とつながる、例えば健康情報について、本人同意により日常生活習慣の改善等に向けて本人と医療従事者が双方向で相談、助言することにより、健康づくりのための改善行動を促すことが想定されていると考えておりますけれども、こういった考え方で受け止めていいのかどうか、それを聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 パーソナルヘルスレコードにつきまして、ご自身で日々の運動量ですとかいろいろな情報を管理されているケースもあろうかと思えます。それをお一人の中で自らそれを基に健康管理をとるケースも当然あろうかとは思いますが、議員さんご指摘のとおり、このレコードについては日常生活の改善行動に結びつけていくというために非常に有効である。それは、ご本人が同意された上で医療従事者などの皆さんが、そういうデータなのですねという確認を双方でされて、その中でよりの確なアドバイスを受けるといことで具体的な健康維持の日常生活改善につながっていくものと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。

まさにPHRは、こういったことを含めては、今後利用に当たっても大変大切な一つのツールというか、方法なのだということを改めて考えさせていただきました。

今現在も砂川市はデータヘルス計画も動いていますし、令和6年度から新しい次期データヘルス計画が行われる。私もこれを調べていくと、検討課題の中にはもう既にPHR、パーソナルヘルスレコードの文言が集中改革プランの中に載ってありましたから、ということは次期、令和6年度から始まるデータヘルス計画の中にはこれが盛り込まれ、そして場合によってはそれを基に活用していかなければいけないのではないかと私は推測しておりますけれども、この辺先ほど答弁もいただいておりますけれども、いま一度このことについて聞かせていただければと思うのですが。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 国が掲げておりますデータヘルス改革の意義という点で、今現状としては医療、介護、保健といった様々なデータが分散している。それが総合的につながるといことで、相互につながるといことで、各分野や産学官の力が引き出されていく、また国民の皆様にとってメリットを実感できる形となっていくといことを意義として、国がデータヘルス計画を進めておりますので、具体的な内容については未定ではありますがけれども、そういった方向性を受けて本市としても次期のデータヘルス計画の中で何かしらの形で盛り込んでいくことになろうかと思込んでいるところがございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 国の状況、それぞれ含めて今後次期データヘルス計画の策定に向けて動いていくのかと思っておりますので、しっかりやっていただければと思ひます。

最後に、私も一番最初に砂川市ふれあいセンターを通しながらの健診の状況を含めて聞かせていただきました。今後は、これを実施してもらっていることが悪いとかではなくて、しっかりとやっていただいていることには感謝をしております。ただ、今後はこういった形も含めながらパーソナルヘルスレコードの関係で、スマートフォンを活用しながら出来上がっていくというのは国も目指しておりますから、恐らくこれは両刀遣いでいくのだらうなと思ひますけれども、そういったこともしっかりと受け止めながらやっていただきたいといことを要望して、私の質問はこれにて終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

#### ◎延会宣告

○副議長 増山裕司君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時58分